

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

資料 1

IV 計画の目標等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	計画の目標等	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1	8	(1) 保護観察終了時に無職である人の数・その割合 (成人) 【千葉県】 (38 ページ記載)	保護観察終了人員（職業不詳の者を除く）（人）	674	645	670	638	651	654	728	606	
			うち保護観察終了時に無職である者の数（人）	207	207	196	161	208	209	203	179	
			保護観察終了時に無職である者の割合（％）	30.7	32.1	29.3	25.2	32.0	32.0	27.9	29.5	
2	8	(2) 県内の協力雇用主数等 【千葉県】 (39 ページ記載)	協力雇用主数（件）	497	585	691	829	884	894	963	880	
			実際に雇用している協力雇用主数（件）	19	29	39	54	56	56	55	47	
			協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数（人）	33	54	51	73	76	76	67	54	
3	8	(3) 刑務所を満期等出所時に帰住先がない人の数・その割合 【全国】 (45 ページ記載)	満期釈放者及び一部猶予実刑終了者（人）	9,649	9,238	8,733	8,313	7,728	6,963	6,479	5,991	
			うち出所時に帰住先がない者の数（人）	4,739	3,890	3,628	3,380	3,266	2,844	2,678	2,591	
			出所時に帰住先がない者の割合（％）	49.1	42.1	41.5	40.7	42.3	40.8	41.3	43.2	
4	8	(4) 刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合 【千葉県】 (53 ページ記載)	全検挙人員（人）	10,158	8,946	8,464	7,726	7,868	7,663	6,700	7,589	
			うち高齢者（人）	2,294	2,012	1,964	1,684	1,922	1,882	1,745	1,772	
			高齢者率（％）	22.6	22.5	23.2	21.8	24.4	24.6	26.0	23.3	
5	8	(5) 刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率 【千葉県】 (65 ページ記載)	検挙人員（人）	1,419	1,272	1,069	948	776	702	590	771	
			再犯者数（人）	514	413	380	321	254	226	158	215	
			再犯者率（％）	36.2	32.5	35.5	33.9	32.7	32.2	26.8	27.9	
6	8	(6) 保護司数・保護司充足率 【千葉県】 (86 ページ記載)	保護司数（人）	1,276	1,262	1,256	1,265	1,250	1,287	1,302	1,290	
			保護司充足率（％）	90.0	89.0	88.6	89.2	88.2	90.8	91.8	91.0	
		(7) “社会を明るくする運動” 行事参加人数 【千葉県】 (90 ページ記載)	行事参加人数（人）	26,755	26,369	23,848	23,455	4,685	9,895	14,005	15,283	

※令和6年度の数値は、秋以降確定する予定

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題）

『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
1	11～28	<p>【制度概要】 従来の更生保護施策ではそのニーズを把握しきれず。「地域にこぼれ落ちる者」の再犯防止に資するため、矯正施設入所者等の入所中から支援ニーズを把握し、出所前面談や関係機関で構成するケース会議を通じて、出所後の社会復帰や生活再建に向けた相談支援を行う。</p> <p>【実施主体】 県、国</p> <p>【対象者】 法務省関東矯正管区の管内（関東1都6県+新潟、長野、山梨、静岡）に所在する刑事施設及び少年院に収容されている者で、千葉県内への帰住等に当たり、高齢、障害に関わらず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われる者。※地域定着生活支援事業の「特別調整」及び「一般調整」の対象にならなかった者。</p> <p>【支援体制】 支援対象者からの支援依頼は県（健康福祉指導課）が受理する。その後、県が矯正施設を訪問して面接（アセスメント）を行い、その者の帰住希望地にある福祉関係機関等と協議の上、出所後の生活ニーズに応じた支援につなげる。なお、矯正施設入所者等への面談（アセスメント）については、県にノウハウ等がないため、オブザーバーとして外部専門家（中核地域生活支援センター職員等）に委嘱する。</p> <p>【支援の流れ】</p> <p>① スクリーニング 矯正施設に在所・在院中で、出所・出院後に地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人のうち、特別調整に準じた一般調整の対象とならなかった人を矯正施設が選定。</p> <p>② 本人同意 県や支援機関による支援を受けること、矯正施設から県や支援関係機関へ個人情報提供されることについて、要支援対象者から同意を取得。</p> <p>③ 支援依頼・情報提供 本人からの支援要請を基に、矯正施設から県へ支援依頼及び個人情報の提供</p> <p>④ アセスメント 矯正施設職員（福祉専門官等）同席のもと、県職員や中核地域生活支援センター等の相談支援機関職員が、矯正施設内で支援対象者と面接し、本人意向の把握と支援方針の決定を本人とともに実施。</p> <p>⑤ コーディネート 支援方針に基づき、中核センター等が本人の支援ニーズに応じて同行支援を行う等、地域の支援関係機関や制度につなげるためのコーディネートや、地域の支援関係機関等による本人支援のためのネットワークの構築を行い、地域支援に移行。</p>	<p>令和6年度 10名、14件支援 (矯正施設) 10か所 栃木刑務所 2名 府中刑務所 1名 長野刑務所 3名 茨城農芸学院 1名 東日本少年矯正医療・教育センター 1名 愛光女子学園 1名 久里浜少年院 1名 (相談者) 男性 7名、女性 3名 10代 2名、20代 2名、30代 1名 50代 1名、60代 2名、70代 2名</p> <p>【過去3年間の実績】 令和4年度 支援者数24名 面談実施回数29回 令和5年度 支援者数30名 面談実施回数39回 令和6年度 支援者数10名 面談実施回数14回</p>	<p>・「地域生活定着支援センター」との役割分担。特に、高齢・障害がある者であっても、出所間際になってから支援を求める等、何らかの理由で定着センターの支援を受けていない者に対する対応。 ・相談支援機関（中核地域生活支援センター）への業務委託の検討。</p>

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(1) 県・市町村、国、民間団体の連携強化

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
1	33	県	健康福祉指導課	学識経験者や刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政機関等で構成する「千葉県再犯防止推進連絡協議会」を開催し、本計画の進行管理や課題等の情報共有等に連携して取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年9月28日に協議会を設置。 ・令和5年11月30日、令和6年12月10日、令和7年3月19日に協議会を開催。 	
2	33	県	健康福祉指導課	再犯防止推進法第9条に規定された政府による財政上の措置について、再犯防止に向けた取組に係る国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体への適切な財政上の措置がなされるよう、国に対して積極的な働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、国に対して積極的な働きかけを行う。 	
3	33	県	健康福祉指導課	県内市町村に対し、県再犯防止推進計画の周知や取組についての協力依頼等を行うとともに、全ての市町村が早期に計画を策定できるよう、必要な情報提供等の支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における計画策定支援のため、保護観察所や計画策定市の協力を得て、県主催の市町村向け研修会を令和7年1月30日に実施。 ・メール等により必要な情報提供を行うとともに、計画策定を検討している市町村からの問い合わせに対応する等の支援を実施している。 	
4	33	県	健康福祉指導課	犯罪をした人等が、市町村が行う行政サービスに円滑に結びつくよう、市町村の再犯防止担当部局が参加する連絡会議を開催する等、市町村と連携して施策の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月30日に市町村の再犯防止担当部局が参加する連絡会議を再犯防止計画策定支援のための研修会と併せて開催した。 ・市町村と連携して施策の推進に取り組んでいく。 	
5	33	国	千葉地方検察庁	千葉県や千葉市を始めとする地方自治体、千葉保護観察所、千葉県弁護士会、中核地域生活支援センターを始めとする福祉関係機関等と連携を図りながら、更なる入口支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪をした人の社会復帰に向けて、それぞれの状況に応じて福祉関係機関と丁寧な連携を図りながら入口支援に取り組んでいます。 	
6	33	国	関東矯正管区	犯罪をした人等の再犯防止に係る施策を円滑に実施するため、各関係機関等と矯正施設の連携強化の充実を図り、切れ目のない支援の充実を図るとともに、市町村における地方再犯防止推進計画策定に向けた協力をを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、政令指定都市の再犯防止に係る会議に積極的に参加するとともに、矯正施設と矯正施設所在自治体間の意見交換の場を設けるよう働き掛け、また、矯正施設所在自治体職員、民間協力を招へいし、矯正職員とともに再犯防止×地方創生に資する施策を検討するワークショップを実施するなどして、連携強化を図っている。 ・再犯防止推進計画や再犯防止に係る施策検討に必要な統計データを、基礎自治体の求めに応じて速やかに提供している。 	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
7	33	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	矯正施設所在自治体に対して、犯罪をした人等の再犯防止についての理解促進のための情報提供等を行うことで連携を深めます。	<p>(千葉刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議及び船橋市再犯防止ネットワーク会議への参加を通じ、連携を深めている。 <p>(市原刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年7月及び10月、市原青年矯正センターとともに市原市役所へ出向き、再犯防止の取組に係る協議を行いました。先方からは見学依頼があり、令和7年度内に実施予定です。また、地域からの理解を得られるよう、市原市及び近隣地域の催事等では広報を目的に刑務所作業製品展示即売会を実施する等し、連携を深めています。 <p>(市原青年矯正センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 矯正施設所在自治体ではないものの、船橋市再犯防止ネットワーク会議に参加し、再犯防止についての理解促進のための情報提供等を行っている。矯正施設所在自治体である市原市と市原刑務所、当センター併せて地方創生、再犯防止に係る理解促進、新たな連携方策について意見交換を行っています。 	
8	33	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	連絡協議会等の開催を通じて、医療関係機関及び民間団体等との更なる連携強化を図り、社会復帰に向けた支援を推進します。	<p>(千葉刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種連絡協議会に参加するとともに、令和5年12月8日及び令和6年12月5日には、千葉刑務所主催の医療関係協議会を開催し、各種団体と連携を図り、社会復帰に向けた支援の推進を図っています。また、民間団体等からの参観対応を積極的に行っています。 <p>(市原刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年11月12日に医療対策協議会を開催し、地域医療機関等との意見交換を行うなど連携強化を図り、社会復帰に向けた支援の推進に取り組んでいます。 <p>(市原青年矯正センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年11月に医療対策協議会を開催し、地域医療機関等との連携を図っています。全受刑者に対して更生保護官署、福祉支援機関、協力雇用主などとケース会議を実施し、社会復帰に向けた課題について検討を行った。必要に応じて、薬物事犯者に対して医療関係機関とつなげて社会復帰に向けた支援を行った。 また、千葉法テラス、地域生活定着支援センターに当センター生に対して講話をしていただき、職親企業、市原市内の協力雇用主において当センター内でベッドメイキングの体験、塗装体験など職業体験を実施し、社会復帰支援に向けた支援を行っています。 	

No.	掲 載 ペー ジ	団 体	対 応 機 関	計 画 に お け る 取 組 の 方 向 性 と 概 要	対 応 状 況 (令 和 4 年 度 ~ 令 和 6 年 度)	課 題 ・ 意 見 等
9	33	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	就労先や帰住先の確保に向けて、協力雇用主を始めとする関係団体との連携強化を図り、切れ目のない支援を推進します。	(千葉刑務所) ・本年度、継続して千葉県及び千葉市の居住支援協議会に参加するなど、各種協議会等に参加し、関係機関、関係団体等と連携強化を図っています。 (市原刑務所) ・千葉県の居住支援協議会に参加して帰住先の確保を推進するとともに、職親プロジェクト仕事フォーラムや就労支援説明会を開催するなどして関係団体と連携強化を図るための取組を実施しています。 (市原青年矯正センター) ・昨年度、新たに千葉県の居住支援協議会に参加させていただき、関係機関、関係団体等と連携強化を図っています。また、受刑者の出所後に関係する更生保護官署、引受人（場合によっては協力雇用主）等と当センター職員とで出所後の課題を共有し、検討を行うケース会議を実施しています。また、仮釈放期間中にも保護観察所主催によるケース会議を実施することとしており、関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援を推進する体制を整えています。その他、出所者等（本人、協力雇用主、引受人等）からの相談にも応じ、必要な支援を行っています。	
10	33	国	八街少年院→市原学園	施設の見学会や地域の福祉施設等での社会貢献活動を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図るとともに、矯正施設所在自治体と情報交換を行い、連携強化を推進します。	・八街市社会福祉協議会主催の即売会において当院で製作した木工作品を販売したり、八街市の依頼により、在院者が防災用土のうを作成したりしました。加えて、本年度は施設見学の受入れも行っています。	
11	33	国	八街少年院→市原学園	県・市町村・民間団体等が主催する講演や研修会等で情報提供や意見交換等を行い、施設における矯正教育への理解促進を図ります。	・矯正に関する講演や研修会の情報については、職員間で情報を共有し、可能な限り当院職員を出席させています。	
12	34	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	施設の見学会や各種協議会等への参加及び各種講演・研修への講師の派遣を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図るとともに、矯正施設所在自治体と情報交換を行い、連携強化を促進します。	・施設見学会や研修の受入れを積極的に行っている。また、教育関係や福祉関係等の外部機関からの依頼による講演、講師派遣を積極的に実施している。	
13	34	国	千葉保護観察所	保護観察や更生緊急保護等の対象者の社会復帰に向けた各種施策を円滑に進めるため、関係機関・民間団体等と会議や研修会等を通じて連携強化を図ります。	・裁判所、検察庁、警察等の司法関係機関のほか、就労、医療、福祉、教育等の関係機関・団体と、個別の事案に関する連絡調整のほか、協議会等を開催するなどして連携の強化を図っています。	
14	34	国	千葉保護観察所	市町村に対し、地区保護司会と連携して、再犯防止の窓口設置や、地方再犯防止推進計画策定のための統計や情報の提供、勉強会の開催等を行います。	・県内市町村に対して、地区保護司会との連携のもと、再犯防止の取組の推進をバックアップするため、担当窓口の設置や地方再犯防止推進計画策定のための助言や情報提供などを個別に行っています。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
15	35	民間団体等	中核地域生活支援センター	他機関からの要請に基づき、各種の諸会議、勉強会等に中核地域生活支援センターの職員を派遣することを通じて、関係機関等との連携強化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月31日法務省保護観察課からの依頼で保護観察官を対象にした研修で「中核地域生活支援センターの業務」を講義しました。 ・令和5年9月29日千葉県定着支援センター連絡会議で中核センターの取り組みについて講義しました。 ・令和5年10月6日法務省矯正局作成の矯正職員・地方公共団体等職員向け研修・セミナー用視聴覚教材の制作に協力して取材を受けました。 ・令和5年11月30日千葉県再犯防止推進連絡協議会参加予定。 	
16	35	民間団体等	中核地域生活支援センター	司法機関等と連携した事例を、出所後の支援経過も含めて共有を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の事例を通じて連携共有を行っています。 	
17	35	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	千葉県や千葉市等の自治体の会議や、矯正施設等が開催する連絡協議会への出席、研修での講義等を通じて関係機関との連携体制の強化を推進します。	<p>【自治体の会議】 13回</p> <p>【刑務所出所者に対する福祉的支援に係る協議会】 3回</p> <p>【研修会主催】 45回</p> <p>司法福祉千葉モデル研修会36回、啓 被疑 者等支援業務報告・研修会2回</p> <p>【研修会講師】 37回</p> <p>年度13回、R5年度9回、R6年度15回（法務省保護局職員高等科研修・専修科研修、福祉系大学、こころの健康センター、弁護士会等）R4</p> <p>【被 R 疑者等支援業務4者協議】 11回</p> <p>4年度2回、R5年度4回、R6年度5回</p>	矯正施設等が開催する連絡協議会があれば出席したい
18	35	民間団体等	千葉県弁護士会	弁護士が被疑者や被告人の更生環境調整活動を行うときに適切な活動を行えるよう、弁護士の活動を支える弁護士会内の制度を充実・発展させるとともに、福祉機関との連携活動を充実・発展させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会内の制度として新たに「罪に問われた障がい者等の刑事弁護等補助金給付制度」を発足させました。これは、被疑者・被告人について「更生支援計画」を策定し、実行するため、弁護士が福祉職等と連携・協働する際に要する諸費用（福祉職等の文書作成費用、被疑者ないし被告人との面会日当、ケース会議参加日当、出廷日当など）を弁護士会が援助する制度です。 	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
19	35	民間団体等	千葉県弁護士会	弁護士会内の制度である、障害のある被疑者・被告人に対して一定の研修を経た「障害者刑事弁護士」を派遣する制度や、帰住地のない被疑者・被告人に対して福祉機関との連携により釈放時の帰住先を準備する「社会復帰支援活動援助」制度の充実・発展に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者刑事弁護士を令和4年度は252件、令和5年度は324件派遣した。 ・社会復帰支援活動援助制度については、令和4年度は37件、令和5年度は23件利用がありました。 	
20	35	民間団体等	千葉県弁護士会	弁護士が被疑者や被告人の更生環境調整活動を行うときに、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、社会福祉士会等と円滑に連携して活動を行えるよう、それら福祉機関から講師を招く定期研修を開催し、当会とそれら福祉機関との連携システムを構築・発展させる等により、更なる連携の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年10月に、「障害者刑事弁護研修」と題して、千葉県地域生活定着支援センター長を講師に招き、障害のある被疑者・被告人への福祉支援等に関する研修を実施しました。 ・また、令和6年7月及び10月に、社会福祉士会と共に「刑事・司法ソーシャルワークの実務」を開催し、障害のある被疑者・被告人への福祉支援などに関する研修を実施しました。 ・なお、弁護士会では、社会福祉士会が弁護人に刑事司法ソーシャルワーカーを紹介する「マッチング支援」制度を会内で周知し、その利用を充実を図っています。 	
21	35	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	就職活動支援・職場定着支援と協力雇用主等に対する支援を通じて、千葉保護観察所、千葉刑務所を始めとする矯正施設、千葉労働局及び県内のハローワーク、並びに千葉県保護司会連合会等と平素から連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年7月 協力雇用主情報交換会開催 実際に刑余者を採用していただいた雇用主13社に参加いただき活発な意見交換を行いました。 ・令和6年9月 新規登録協力雇用主研修会開催 過去1年以内に新規に協力雇用主に登録された雇用主17社を対象に千葉刑務所の見学会を実施しました。 ・令和6年11月 協力雇用主研修会開催 千葉市生涯学習センターにて約60社の雇用主に参加いただき弁護士村山氏より非行少年、被虐待児童の現状と就労支援の必要性についての講演、さらに実際に雇用された雇用主の事例発表をしていただきました。 <p><今年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援 92件・定着支援 49件・無料職業紹介16件 (令和7年3月末現在) 	
22	35	民間団体等	更生保護施設(千葉県帰性会)	被保護者の持つ問題性に向き合わせ、社会性を養うことを目的として、個別対象者の属性に応じた処遇や支援を充実していきます。入所中に重点的に取り組む処遇として、金銭管理指導や就労支援、SST(社会生活技能訓練)の実施、高齢者や障害を有する人に対する福祉支援の充実を図り、関係機関・団体との連携に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者の属性に応じた処遇や支援、並びに、福祉支援の充実に向けた。 ・AAミーティング(アルコール依存者の自助グループ) 月2回 ・SST 月1回 ・就職トレーニング 	全面改築のため5年12月から休業。 7年4月から機能強化の上、再開。
23	35	民間団体等	更生保護施設(千葉県帰性会)	被保護者が千葉県帰性会を退所した後も、引き続き関わりを持ち続け、彼らの悩み相談や生活支援を行う「フォローアップ」の充実を図るため、県、市町村等自治体を始め、福祉・保険・医療関係機関・団体との連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者が退会した後の再犯防止と立ち直りを図るため、フォローアップ(生活相談支援)の充実に向けた。 ・特に地域定着支援センター、福祉事務所等との連携を進め、高齢者や障害者を積極的に受け入れ。 	//

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
24	35	民間団体等	更生保護施設（千葉県婦性会）	地元自治体の事業に積極的に参加し、協力体制を構築していきます。	・千葉県の再犯防止推進計画遂行に協力するほか、千葉市の再犯防止推進計画の策定に連絡協議会の構成員として参画するとともに、計画の遂行に協力	〃
25	35-36	民間団体等	千葉県保護司会連合会	犯罪をした人等の再犯防止に資する事業等を行っている機関・団体等からの要請に基づき、同機関・団体主催の協議会の構成員となり、連携協力を進めるほか、安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアと連携を強化していきます。さらに、国の協力を得て、県内の全保護司を対象に、定期的に研修等を実施します。	・国や県が主催する研修会や再犯防止に関する会議に参加するとともに、他の更生保護ボランティアとの合同研修・事業などの実施を通じて連携強化した。	引き続き、県内の再犯防止に関わる関係機関・団体との連携の推進に努め、更生保護分野からの活動を通して、県内の再犯防止を推進していきたい。
26	36	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟	当連盟及び当連盟を構成する地区更生保護女性会が行う犯罪予防活動、子育て支援活動、その他再犯防止推進に関する活動を連携して推進していきます。	・市町村と連携を取り、子育て支援活動、子どもの見守り活動、犯罪予防活動を行っているほか、更生保護団体と連携しています。再犯防止活動や各種研修会に参加して研鑽に努めています。	
27	36	民間団体等	千葉県BBS連盟	安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアとの連携強化を推進します。	・安全・安心な地域づくりのため、保護司会や更生保護女性会と共にイベント活動を行う等、連携強化を図っています。	

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(2) 社会における居場所の確保

① 就労等の確保に向けた相談・支援等の充実

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
28	39	県	健康福祉指導課	ハローワーク等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対しては、令和元年度から就労準備支援事業を実施し、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を図っている。(R6：印旛9名、香取4名、山武8名、長生6名、夷隅5名、安房1名) (R5：印旛14名、香取4名、山武7名、長生4名、夷隅3名) (R4：印旛10名、香取3名、山武5名、長生3名、夷隅3名) 生活保護受給者に対しては、稼働年齢層にあり就労の可能性のある者を対象として福祉事務所からの要望に応じセミナーを開催している。(R4、R5、R6実施無) 	
29	39	県	健康福祉指導課	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の相談支援を行うとともに、直ちに一般就労が難しい人に、本人の状況に応じた就労機会の提供を通じて就労訓練等を実施する民間事業者の取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業を実施し、生活困窮者の相談支援を行っている。 直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労準備支援事業の実施に加え、中間的就労として認定就労事業所の認定及び活用を行っている。(R6 53事業所、R5 54事業所、R4 53事業所) ※千葉市・船橋市・柏市は、各市で事業所を認定。 	
30	40	県	障害福祉事業課・産業人材課	県内16か所に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、就労の基盤となる生活支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 県内16か所に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、就労の基盤となる生活支援を行っている。 	
31	40	県	障害福祉事業課	障害者の就労や経済的自立の支援となるよう、「千葉県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者施設等からの調達を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労や経済的自立の支援となるよう、「千葉県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者施設等からの調達を推進している。 	
32	40	県	障害福祉事業課	2021年(令和3年)に策定した「第7次千葉県障害者計画」に基づき、就労支援の充実や福祉施設から一般就労への移行等を図るとともに、就職後の定着支援体制の充実を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 2021年(令和3年)に策定した「第7次千葉県障害者計画」等に基づき、就労支援の充実や福祉施設から一般就労への移行等を図るとともに、就職後の定着支援体制の充実を促進している。 	
33	40	県	雇用労働課	ジョブカフェちばや千葉県ジョブサポートセンター等の就労支援施設において、若者・女性・中高年者等の求職者に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援をハローワーク等と連携して行います。	<ul style="list-style-type: none"> ジョブカフェちばや千葉県ジョブサポートセンター等の就労支援施設において、若者・女性・中高年者等の求職者に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援をハローワーク等と連携して行いました。 	求職者の支援ニーズに対し、企業と求職者双方のニーズをすり合わせ、的確に対応していく必要があります。

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
34	40	県	雇用労働課	千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会に参画し、保護観察所等と千葉県内の雇用情勢等の情報や課題を共有することで、連携を図ります。	・千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会に参画し、保護観察所等と千葉県内の雇用情勢等の情報や課題を共有することで、連携を図りました。	引き続き、保護観察所等と千葉県内の雇用情勢等の情報や課題を共有することで、連携を図ります。
35	40	県	産業人材課	就労につながる専門的な知識、技能を習得するため、県立のテクノスクール（5校）及び障害者テクノスクールにおける職業訓練を行います。	・テクノスクール6校で、各種職業訓練を実施。	
36	40	県	産業人材課	千葉障害者就業支援キャリアセンター等において、障害者に対し、ハローワークと連携した就労支援を行います。	・障害者に対する就労に関する相談に対応するほか、障害者向けの企業見学・交流会や職場実習などをハローワークと連携して実施。	
37	40	県	担い手支援課・森林課・水産課	農林水産業に就業を希望する人に対し、就業に必要な基礎的技術を習得するための研修や、受け入れ先とのマッチング、就業に関係する資格の取得等の支援を行います。	・農林水産業に従事を希望する人が、研修等を受けるための体制を整備したほか、必要な知識や各種支援策についてWeb等による情報提供に取り組みました。	
38	40	県	県警察本部少年課	少年センター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行・被害防止に向けた取組を実施）等において、支援活動の対象となる少年に対して、必要な助言・指導を行う等の就労支援に取り組めます。	・支援活動の対象少年に対して、就労支援窓口の教示等、必要な助言・指導を行い、就労支援に取り組んでいます。	
39	40	国	関東矯正管区	東京矯正管区矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク関東」）において、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、居住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業主の相談に対応して、事業主のニーズに適合する人を収容する矯正施設の情報を提供します。	・令和6年11月から令和7年5月まで、千葉県の事業主延べ42社に対して施設情報の提供を行いました。	
40	40	国	関東矯正管区	刑務所出所者等の就労の確保に向けて、管内矯正施設及び保護観察所、並びにハローワーク等と連携します。	・千葉県内の矯正施設、保護観察所、就労支援事業者機構、労働局、ハローワークと協議会等で意見交換を行い、積極的に連携しています。また、千葉県協力雇用主研修会に参加し、出所者等雇用に関する理解の促進に努めました。	
41	40	国	関東矯正管区	事業主に対し、職種と対象者との雇用需要を結びつけ「息の長い」支援を続けるとともに、犯罪をした人等の再犯防止につながる職場安定のための連携を継続します。	・受刑者を刑務所在所中に採用し、出所後も雇用を継続している事業主を、千葉県所在の矯正施設と訪問しフォローアップすることで、再犯防止につなげています。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
42	41	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	保護観察所等と連携し、就労の確保や職場定着に著しく困難が伴う可能性の高い受刑者を適切な時期にスクリーニングし、出所後の生活まで視野に入れた切れ目のない包括的な就労支援を行います。	<p>(千葉刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出所半年前に全対象受刑者に就労に係るアンケートを実施し、スクリーニングを行うことで、対象者を選定し、入所中に就労を確保できなかった受刑者については、保護観察所に引継ぎ、出所後の生活まで視野に入れた切れ目のない包括的な就労支援を行っています。 ・労役場留置者に対し、千葉県就労支援事業者機構と連携し、住み込みの就労先の確保に向けた支援を行っています。 <p>(市原刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入時調査の段階で心理専門官が、就労支援が特に必要と判断した者については早期からスタッフ間で共有し、出所時期を見据え、適切な時期に就労支援を開始しています。就労支援を開始した場合は適宜、帰住地となる保護観察所へ情報共有し、出所後も視野に入れた調整を行っています。 <p>(市原青年矯正センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑執行開始時指導時の段階で、就労支援専門官による就労に関するスクリーニングを実施しており、早い段階から就労の確保や定着の課題等を洗い出し、その後においても定期的に面接を実施して、就労支援の必要性や職場定着に向けた指導などを実施しています。受刑中においても職場定着等に向けた指導のため、ビジネススキル指導を実施しており、切れ目のない包括的な就労支援を行っています。また、必要に応じて保護観察所と連携を行い、積極的に更生保護就労支援事業にもつなげ、就労支援だけでなく就労定着に向けた連携も行っていきます。 	
43	41	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	就労支援対象者に対し、ハローワークと連携して、職業相談、職業紹介等の就労を支援する活動を行うほか、職業訓練を活かした就労先の確保を行います。	<p>(千葉刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練を活かした就労先の確保を行い、また、就労支援対象者に対し、ハローワークと連携して、職業相談、職業紹介等の就労支援をしています。 <p>(市原刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援対象者の意向を確認後、ハローワークと連携し、受刑者等専用求人に登録したり、採用面接につないでいます。また、希望職種により、就労支援スタッフが本人に職業訓練の受講を働き掛けています。 <p>(市原青年矯正センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する支援対象とした場合については、ハローワークと連携し、職業相談、職業紹介等の就労を支援する活動を行っています。当センターで実施する職業訓練のビルハウスクリーニングを受講した者が同訓練を活かした就労先を確保した実例があります。 	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
44	41	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	ハローワーク担当者による面談や、協力雇用主による講話、就労支援フェスタ等の実施により、就労支援に関わる団体との連携強化を図ります。	(千葉刑務所) ・令和6年11月26日に市原青年矯正センターにおいて行われた農福連携意見交換会に共同開催庁として参加し、また、令和7年2月14日に当所において、職親プロジェクト仕事フォーラムを開催し、協力雇用主における職業講話を実施していただくなど、就労支援に関わる団体との連携強化を図っています。 (市原刑務所) ・ハローワーク担当者との面談や職親プロジェクト仕事フォーラム、就労支援説明会等を開催するなどして、就労支援に係る関係団体との連携強化を図っています。 (市原青年矯正センター) ・ハローワーク担当者による面談を実施し、昨年度においては、市原市内の塗装業を営む協力雇用主による講話を実施して併せて塗装体験を行っていただくなど、受刑者の職業選択の幅を広げるための取組を就労支援に関わる団体と連携しました。また、職親仕事フォーラムでは、職親企業による講話と併せてベッドメイキングの職業体験を行った。今年度においては、職親企業による講話と併せて接客業務を一部体験させる取組も行う予定です。	
45	41	国	八街少年院→市原学園	ハローワーク担当者や民間企業等による在院者向けの職業講話、キャリアカウンセラーや社会福祉士等による個別面接を実施し、在院者の就労意欲の喚起を図ります。	・入院時から就労支援及び修学支援の意向等を聴取し、就労支援カウンセラーによる面接を通して、適切な時期に就労支援を開始するとともに、就労支援説明会を実施し、就労意欲を喚起しています。	
46	41	国	八街少年院→市原学園	少年院の就労支援により、在院中に採用内定を得て出院した人や雇用することになった企業から相談を受けた場合、出院者からの相談制度を利用して、フォローアップ等を行います。	・就労支援対象者の雇用主や矯正施設からの採用を検討している企業からの電話や訪問による相談を受けています。 また、令和6年は仮退院者から仕事関係の電話相談を18件受けました。	
47	41	国	千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター)	コレワーク関東、保護観察所及び更生保護施設等と連携し、刑務所出所者等に対し職業適性検査や知能検査等を実施することで、適性を見極めたり、職場定着のための助言を行ったりする等、就労に係るサポートをします。	・保護観察所及び更生保護施設等と連携し、刑務所出所者等に対して主に知能検査を実施することで、職場定着のための助言を行ったり、就労に係るサポートをしたりしています。	
48	41	国	千葉保護観察所	ハローワークや矯正施設等の関係機関・団体と連携し、千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会を設置するとともに、千葉県就労支援事業所と連携し、保護観察対象者等の就職活動支援、就労継続に必要な生活指導や職場訪問によって助言等を行う 職場定着支援、協力雇用主に対する就労奨励金制度等の実施、協力雇用主の登録及び事例検討会の開催を行います。	・千葉県就労支援事業者機構、県内ハローワーク、矯正施設等の関係機関・団体と連携し、保護観察対象者等の就職活動支援、就労継続に必要な生活指導や職場訪問によって助言等を行う職場定着支援、協力雇用主に対する就労奨励金制度等の実施、協力雇用主の登録及び事例検討会の開催等の取組を進めたほか、千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会を開催し、関係機関の取組の状況を相互に共有しました。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
49	41	国	千葉保護観察所	保護観察対象者等の就労の確保及び職場への定着に向け、千葉県就労支援事業者機構と緊密な連携を図ります。	千葉県就労支援事業者機構との間では、支援対象となっている案件について、日常的に連絡調整を行っているほか、毎月1回、支援の取組を総括する打合せを行うなど、緊密な連携を行っています。	
50	41	国	千葉労働局	刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設及び更生保護施設と連携して「刑務所出所者等就労支援事業」を実施します。		
51	41	国	千葉労働局	矯正施設、更生保護機関を管轄するハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、支援対象者等の就職活動地を管轄するハローワークには、保護観察官、ハローワーク責任者及び就職支援ナビゲーター等を構成員とした「就労支援チーム」を設置し、職業相談・職業紹介等の個別支援や職業講話、職場体験講習、トライアル雇用及び職業訓練等を活用した事業を推進します。		
52	41-42	民間団体等	中核地域生活支援センター	生活全般にわたる相談を受ける中で、地域の関係機関と協働して、就労に関する相談にも応じていきます。	・個別相談の中で就労に向けての相談に応じています。	
53	42	民間団体等	千葉県弁護士会	各自治体で設置されている生活困窮者の自立相談支援機関につながり、就労準備支援事業の利用や職業訓練・給付金制度の利用を促します。	・個別相談において利用等を促しています。	
54	42	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	就労支援員を配置し、保護観察及び更生緊急保護の対象者並びに刑事施設入所中の受刑者及び少年院在院者に対する就職支援を行います。	<今年度実績> 就労支援62件 定着支援34件 (令和6年10月末現在)	
55	42	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	協力雇用主のもとへ就職した保護観察及び更生緊急保護の対象者と協力雇用主に対する職場定着支援、協力雇用主に対する研修・ネットワーク構築等の支援を行います。	・令和6年7月 協力雇用主情報交換会開催 ・令和6年9月 新規登録協力雇用主研修会開催 (千葉刑務所見学会) ・令和6年11月 協力雇用主研修会開催 詳細についてはNo.21に記載	
56	42	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	協力雇用主、協力雇用主登録希望事業所及び人手不足で刑務所出所者等を雇用する可能性のある事業所に対する啓発・情報収集・ハローワークの専用求人提出の勧奨といった支援に取り組みます。	①協力雇用主研修会において職親プロジェクト、コレワークについて紹介、協力雇用主への理解を深めた。 ②協力雇用主訪問を実施(令和6年10月末現在33社)、会社概要を把握、採用ニーズ確認しハローワーク、コレワークの活用推進を図った。	
57	42	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	保護観察及び更生緊急保護の期間を経過した人に対しても、引き続き一定期間は就職支援及び職場定着支援が実施できるようにするため、スキームの構築と実効性のある体制作りを関係機関とともに検討していきます。	弁護士、千葉保護観察所、千葉刑務所、市原刑務所、市原青年矯正センター、八街少年院、ハローワーク、児童相談所、裁判所、千葉地方検察庁、当機構の支援担当者約30名で勉強会・情報交換会を実施。今後も継続して実施していく予定。3～4ヵ月に一度開催。	
58	42	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	矯正施設で実施される就労支援説明会に出席し、受刑者の就労先の確保に努めます。	令和6年9月 新規登録協力雇用主研修会を開催 詳細はNo.21に記載	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
59	42	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	更生保護施設入所者（被保護者）の求職活動を支援するため、ハローワークや就労支援事業所等の活用を図り、また、専門の講師による「就労支援セミナー」を開催して被保護者の就労確保に取り組みます。	・被保護者の求職活動を支援するため、ハローワーク、就労支援事業所を積極的に活用し、併せて、就労支援セミナーを開催した。(削除；令和5年11月から改築のため収容なし。)	全面改築のため5年12月から休業。 7年4月から機能強化の上、再開。
60	42	民間団体等	千葉県更生保護助成協会	身元保証事業を行い、刑務所出所者等が雇用されている企業に損害を与えた場合に、損害の補填に関する手続を行います。	・積極的に身元保証を行い、実際に被害が発生した時は、見舞金を支払う形で損害の補填に係る手続を行った。(令和6年度身元保証実績55件、見舞金支払実績5件)	引き続き、適切に身元保証事業を運営していきたい。

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(2) 社会における居場所の確保

② 住居の確保等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
61	46	県	健康福祉指導課	自立相談支援機関での相談等により、住居の確保や就労自立等の包括的な支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づいた各種事業を実施している。(住居確保給付金、自立相談支援事業、一時生活支援事業など) 住居確保給付金(県全体)： R6 32,920,401円、R5 61,459,880円、R4 142,723,951円 自立相談支援機関相談件数(政令・中核市を除く)： R6 9,667件、R5 9,290件、R4 9,947件 (参考) ※令和7年4月1日現在 ・就労準備支援事業：49市町村 ・居住支援事業(シェルター事業)：24市町村 ・居住支援事業(地域居住支援事業)：19市町村 ・家計改善支援事業：51市町村 ・学習・生活支援事業：44市町村 	
62	46	県	健康福祉指導課	更生緊急保護の一時的な受け皿として、高齢者や障害者、生活困窮者を受入可能な既存の福祉施設や自立支援施設の活用を図るため、支援関係団体や法人に対し、自立準備ホーム制度の周知や活用の働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核地域生活支援センター連絡協議会等での情報交換、意見聴取を参考に適切な周知、活用を検討する。 	
63	46	県	健康福祉指導課	千葉県の住宅確保要配慮者居住支援協議会である、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の活動を通じて、再犯防止における居住先確保の重要性等の周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・部会構成員として情報交換等を実施。 ・令和5年9月14日の作業部会においては、県や各市町村における相談窓口や支援制度を整理した資料作成に向け相互に方針等の確認を行った。 ・令和6年度千葉県すまいづくり協議会居住支援部会市町村勉強会について、市町村福祉部局への積極的な参加を呼び掛けた。 	
64	46-47	県	住宅課	住宅セーフティネット法に基づき、更生保護対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や、入居相談等を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い情報提供を行っている。 ・住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を行っている。(R6.11月末時点39法人) 	住宅登録数は、空き室や住宅確保要配慮者専用の住宅が少ない等の課題もある。
65	47	国	千葉地方検察庁	更生緊急保護に関して、円滑な支援を実施できるよう、千葉保護観察所と随時意見交換会を実施する等、緊密な連携体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・更生緊急保護に関して、円滑な支援を実施できるよう日頃から情報交換を行ったり、案件についての早期の連絡など、緊密な連携体制を構築しています。 	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
66	47	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	出所後に経済的に困窮する人に対して、生活困窮者自立支援法に基づく支援や民間のホームレス支援団体等と協力しながら、住居の確保を行います。	(千葉刑務所) ・居住支援法人や民間団体等と連携し、住居の確保を行っている。 (市原刑務所) ・実績はありません。 (市原青年矯正センター) ・居住支援法人や民間団体と連携を促進するため、各種協議会等に参加しています。	
67	47	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	個々の状況に応じて、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、帰住先が定まらないことによる再犯のリスクを減らす取組を進めます。	(千葉刑務所) ・高齢や障害等の理由で自立生活が困難な受刑者に対して、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等と連携し、帰住先が定まらないことによる再犯のリスクを減らす取組を進めている。 (市原刑務所) ・出所後の住居が定まらない者がいる場合、本人の意向を確認しつつ、更生保護施設等への調整を働き掛けるほか、必要に応じて中核地域生活支援センター等に相談しつつ、住居確保を優先とし、再犯リスクを減らす取組をしています。 (市原青年矯正センター) ・当センターにおいては、可能な限り早期から出所後の働き掛けを強化するため、刑執行開始段階から定期的に面接を実施して個々の特性の把握に努め、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設等と連携し、帰住先や就労先の確保のための調整を進めています。また、受刑者の家族や引受人と面談を実施する機会として、家族会や引受人会を開催し、本人の課題解決に向けた話し合いを行い、再犯のリスクを減らす取組をしています。	
68	47	国	八街少年院	個々の状況に応じて、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、帰住先が定まらないことによる再非行のリスクを減らす取組を進めます。	・入院時から社会福祉士等による面接等を実施し、再非行防止のために必要な福祉支援や帰住先について検討するとともに、関係機関との連絡を密に取りながら、帰住地の調整を行っています。	
69	47	国	八街少年院	専門家の知見を活用して、地方公共団体の関係窓口との連携を強化し、在院者の社会復帰に資する関係構築を図ります。	・社会福祉士を配置しており、専門ノウハウを活用しながら帰住先の関係機関と関係構築を図っています。	
70	47	国	千葉保護観察所	刑務所出所者等で帰住予定地や住居のない人については、更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れのほか、協力雇用主の住込み先やホームレス支援団体が管理する施設への入所等により、住居の確保に努めます。	刑務所出所者等で帰住予定地や住居のない人については、更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れのほか、協力雇用主の住込み先や、必要に応じて中核地域生活支援センターと連携しつつホームレス支援団体が管理する施設や無料低額宿泊所への入所等を調整することにより、住居の確保に努めています。	個々の事案に応じた多様な受け皿の確保、受入れ及びその後のフォローに向けた関係機関との連携の在り方
71	47	国	千葉保護観察所	千葉地方検察庁から、起訴猶予等で身柄の拘束が解かれる人に対して保護の依頼があった場合には、保護観察官等による面接をした上で、更生保護施設や自立準備ホーム等の帰住先の調整を行います。	千葉地方検察庁から、起訴猶予等で身柄の拘束が解かれる人に対して保護の依頼があった場合には、保護観察官等による面接をした上で、更生保護施設や自立準備ホーム等の帰住先の調整を行い、また、千葉県更生保護就労支援事業所と連携し、住み込み就職先を確保することにより、事前に連絡があった者については原則として全件、帰住先の確保につなげています。	個々の事案に応じた多様な受け皿の確保、受入れ及びその後のフォローに向けた関係機関との連携の在り方

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
72	47	国	千葉保護観察所	特別調整対象者については、千葉県地域生活定着支援センターと連携し、福祉施設等への入所が決定するまでの間、一時的に更生保護施設や自立準備ホームへ帰住することが必要な場合には、調整を行います。	特別調整対象者については、千葉県地域生活定着支援センターと連携し、福祉施設等への入所が決定するまでの間、一時的に更生保護施設や自立準備ホームへ帰住することが必要な場合には、調整を行っています。令和5年度においては、6名について一時的な受け入れを調整しました。	個々の事案に応じた多様な受け皿の確保、受入れ及びその後のフォローに向けた関係機関との連携の在り方
73	47	国	千葉保護観察所	更生保護施設からの退所後の生活が安定し、地域生活への定着が図られるよう、更生保護施設による退所者へのフォローアップの取組を推進します。	更生保護施設からの退所後の生活が安定し、地域生活への定着が図られるよう、退所者へのフォローアップの積極的な実施を支援しています。	全面改築後の運営体制の構築
74	47	国	千葉保護観察所	関係機関・団体の協力を得て、更生保護施設の役割について近隣住民の理解を促し、より充実した運営がなされるよう支援を行っています。	更生保護施設の役割について近隣住民の理解を促し、より充実した運営がなされるよう運営法人に対する助言等を行っています。	全面改築後の運営体制の構築
75	47	国	千葉保護観察所	自立準備ホームとして登録される施設を開拓し、より多くの人を保護できる体制づくりに努めます。	個別のケース対応等を通じて関係を構築した支援団体等に働きかけを実施したりすることで、自立準備ホームとして登録される施設を開拓し、より多くの人を保護できる体制づくりに努めています。	保護対象者のニーズに応じた自立準備ホームの開拓
76	48	民間団体等	中核地域生活支援センター	生活全般にわたる相談を受ける中で、住居の確保に関する相談に応じていきます。	・個別の相談の中で住居の確保に関する対応をしています。	
77	48	民間団体等	中核地域生活支援センター	生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力します。	・生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力しています。	
78	48	民間団体等	中核地域生活支援センター	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会に参加して、関係機関等と現状を共有しながら新たな取組を検討します。	・令和5年7月10日千葉県すまいづくり協議会居住支援部会における作業部会設置の設置についての話し合いに参加。 ・令和5年7月28日令和5年度第1回千葉県すまいづくり協議会居住支援部会及び住宅確保要配慮者の居住支援に関する講習会参加	
79	48	民間団体等	千葉県弁護士会	生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力します。また、単身で生活することが可能な方については、安易に無料低額宿泊所等を利用させず、居宅探しに協力します。	・相談を受けた各弁護士が生活保護申請の同行等を行っています。	
80	49	民間団体等	千葉県弁護士会	各自治体で行っている生活困窮者の自立相談支援機関につなぎ、公営住宅の活用を含む一時生活支援事業の利用を促します。	・個別相談において利用等を促しています。	
81	49	民間団体等	千葉県弁護士会	以上のような支援のきっかけとなるべく、生活保護の専門相談を随時受け付けるほか、毎週火曜日の午後1時から4時までの間、無料で電話相談を受けます。	・令和5年11月から現在までの相談件数は約170件です。	
82	49	民間団体等	千葉県弁護士会	住宅確保要配慮者向けの居住支援拡充のための調査・提言等を行います。	・具体的な提言を提出したことはありませんが、今後も引き続き調査等を行っています。	
83	49	民間団体等	更生保護施設(千葉県帰性会)	犯罪をした人等を積極的に受け入れ、衣食住の保護措置や様々な処遇を実施した後、社会的経済的な自立を促すため、関係機関・団体と連携して退所後の居住先の開拓及び調整を行います。	・被保護者が退会した後の居住支援を関係機関の協力を得て実施している。(削除；令和5年11月から改築のため収容なし。)	全面改築のため5年12月から休業。 7年4月から機能強化の上、再開。

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
84	49	民間団体等	自立準備ホーム	薬物の問題がある人、福祉や医療のサービスが必要な人、経済的に困窮している人、行き先のない女子少年等、個々の自立準備ホームの持つ特性にあった人々を積極的に受け入れ、住居や食事の提供、生活支援を行います。また、自立準備ホームの退所先について、関係機関・団体と連携して調整を行います。	・保護観察所等の関係機関・団体と連携しながら、薬物の問題がある人、福祉や医療のサービスが必要な人、経済的に困窮している人、行き先のない女子少年等、個々の自立準備ホームの持つ特性にあった人々を積極的に受け入れ、住居や食事の提供、生活支援を行っている。また、自立準備ホームの退所先について、居住支援法人等の関係機関・団体と連携して調整を行っている。	自立準備ホームの退所先を調整するに当たっての関係機関・団体との連携の在り方
85	49	民間団体等	千葉県宅地建物取引業協会	自治体の住宅関係課、加盟会員（地域の宅地建物取引業者）、居住支援法人等と連携を図りながら、矯正施設退所者を含む住宅確保要配慮者の住宅の確保に取り組みます。	・千葉県住宅課が所管する「千葉県あんしん賃貸支援事業」に関し、県との協定に基づき、加盟会員のあんしん賃貸協力店登録促進に取り組んでいます（R6.10.31現在登録会員数…93店）。 ・住宅セーフティネット法第51条に基づく居住支援協議会である「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会」の構成団体として、各種合等へ出席し、住宅確保要配慮者の居住支援に取り組むとともに、自治体との連携強化を図りました。	・所轄委員会において、加盟会員に対し周知を行うなど尽力してはいるものの登録数が伸び悩んでいるので、千葉県と連携し実効性を高めていきたい。
86	49	民間団体等	千葉県宅地建物取引業協会	住宅を確保した後、住宅確保要配慮者が地域の適切な医療・福祉機関、支え合いの取組等を活用できるよう、自治体、居住支援協議会、関係機関等との連携強化を図ります。	・引き続き上記の取り組みを通じて、自治体、居住支援協議会、関係機関等との連携強化を図ります。	
87	49	民間団体等	千葉県宅地建物取引業協会	個々の協力雇用主が、被雇用者の必要性・特性に応じて社員寮や民間アパートへの入居を支援できるよう、対応可能な住居の確保を行います。	・要請があった場合に機動的に対応できるよう、所管委員会において体制整備を図っています。	
88	49	民間団体等	千葉県宅地建物取引業協会	矯正施設退所者等の住居の確保に関する課題等について調査研究を行い、適宜自治体等が取るべき施策等について提言を行っていきます。	・引き続き必要に応じて、矯正施設退所者等の住居の確保に関する課題等について調査研究を行っていきます。	・当会が設置している不動産無料相談所で相談において、住宅確保に関する諸課題を受け付けているが、矯正施設退所者等に関する相談の実例が少なく、実態把握が進んでいない。
89	49	民間団体等	住宅確保要配慮者居住支援法人	支援業務の対象とする住宅確保要配慮者に、「保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者」「更生保護対象者その他犯罪をした者等」を含めている住宅確保要配慮者居住支援法人において、民間賃貸住宅への入居を希望する方への相談対応等の支援を行います。	・住宅確保要配慮者居住支援法人において、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居できるように相談対応等の入居支援を行っている。	

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

① 高齢者又は障害者等への支援等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
90	53	県	健康福祉指導課	高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設の入所・入院者等について、司法と福祉が連携して、矯正施設入所・入院中から、帰住地において直ちに障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを利用できるよう、東京矯正管区や矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等との連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活定着支援センター」業務 【委託先】NPO法人生活サポート千葉 ・コーディネート 保護観察所等からの依頼に基づき、受入施設等へのあっ旋や福祉サービスの申請支援。 ・あっ旋後、受入施設等へ対して助言 ・対象者の福祉サービス利用に関する相談支援 ・地域の福祉関係者との繋がりを強化するためのケース検討会、支援協力者の確保、研修会等 ・被疑者等の入口支援 	V1 千葉県独自の『切れ目のない生活支援』との役割分担
91	53	県	障害者福祉推進課	障害のある人が自立及び社会参加できるよう、令和6年3月に策定した、「第八次千葉県障害者計画」に基づき、障害者支援のための施策を総合的かつ計画的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「第八次千葉県障害者計画」に基づき、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会構築のため、施策を推進している。 	
92	53	県	障害福祉事業課	地域における相談支援体制の充実のため、相談支援体制を担う人材の育成や、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言及び相談支援業者のスキルアップに向けた指導等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者初任者及び現任研修を実施している。 ・地域での指導者となる人材を育成するため主任相談支援専門員研修を実施しました。 ・発達障害及び精神障害の専門コース別研修を実施しました。 ・相談支援体制の充実に向け、相談支援アドバイザーの派遣を行いました。 	障害者福祉推進課から変更
93	53	県	障害者福祉推進課	電話相談窓口や来所窓口において、犯罪をした人等や千葉保護観察所等の関係機関からの精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談があった場合は、必要な情報提供等の支援を実施している。 	
94	53	県	高齢者福祉課	施設サービスが必要な人が、必要な時に利用できるよう、特別養護老人ホーム等の計画的な整備を進めるとともに、養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、利用状況等を勘案し、必要な定員数を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームについては、令和5年度は848床整備し、令和6年度は令和7年3月末現在で859床整備しています。養護老人ホームについては令和7年3月末現在で1,112人、軽費老人ホームについては令和7年3月末現在で4,111人の定員数を確保しています。 	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
95	53-54	県	高齢者福祉課	医療や介護が必要な高齢者が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が急増すると見込まれていることから、高齢者が地域で安心して暮らせるようにするため、ライフライン事業者等を活用した見守り・生活支援ネットワークづくりや、NPO、ボランティア等の多様な実施主体による生活支援サービスの提供を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 県内全ての市町村において、高齢者の安否確認や日常的な見守りを行うため、流通・小売事業者やライフライン事業者、郵便局等の関係団体で構成するネットワークを整備しています。 市町村が地域の実情に応じ、多様なサービス・活動（訪問型・通所型）、その他生活支援サービスを実施しています。 多様なサービス・活動またはその他生活支援サービスを実施している市町村数：47（令和7年3月31日現在） 	
96	54	県	高齢者福祉課	住民の多様なニーズや相談に対応する地域包括支援センターについて、職員が専門性を活かしながら総合的に対応できるよう研修を実施する等、機能強化を図ります。また、地域の実情に応じ、設置を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの職員（初任者・現任者）を対象に研修を実施しました。（令和6年度参加者数 333名） 	
97	54	県	高齢者福祉課	生活や仕事等への不安や生きづらさを抱える高齢者が、地域で自立した生活ができるよう、相談支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者電話相談を実施しています。 	
98	54	国	千葉地方検察庁	高齢又は障害を有する支援対象者について、適切な福祉的支援（医療的支援を含む）につなぐよう、関係機関等との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢又は障害を有する支援対象者について、適切な福祉的支援につなぐ、継続的な支援が受けられるよう情報共有の場を設けるなど、関係機関との連携を図っています。 	
99	54	国	関東矯正管区	高齢者又は障害のある人等を、矯正施設からの釈放後に速やかに適切な福祉サービスに結びつける特別調整の取組が効果的に運用されるよう、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の関係機関との連携の充実強化を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 特別調整の取組を推進するため、矯正管区、地方更生保護委員会が中心となり、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の関係機関において、各関係機関等有している制度や施策について相互に情報交換等を行う連絡協議会を年1回実施しており、今年度は令和8年2月に実施する予定です。 	
100	54	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	保護観察所から特別調整対象者として選定を受けた人を対象に、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターと連携しながら支援をしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> （千葉刑務所） <ul style="list-style-type: none"> 保護観察所から特別調整対象者として選定を受けた受刑者を対象に、地域生活定着支援センターと連携しながら、在所中に適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるように支援を行っています。 （市原刑務所） <ul style="list-style-type: none"> 該当なし （市原青年矯正センター） <ul style="list-style-type: none"> 現在、特別調整対象者として選定した者がおりますが、刑執行開始時指導の福祉専門官によるスクリーニングにおいて福祉支援の必要性、帰住先の確保等について確認をして早期の段階から保護観察所、地域生活定着支援センターと連携しながら支援を行っています。また、特別調整対象者であっても、できるだけ仮釈放として出所することができるよう保護観察所、地域生活定着支援センターと連絡、相談を行いながら調整を進めています。 	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
101	54	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	特別調整の条件を満たさなかったものの、支援が必要と思われる人については、独自に調整を行っていくほか、更生保護官署を始めとする関係団体との連携強化の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。	(千葉刑務所) ・特別調整の条件を満たさなかったものの、支援が必要と思われる受刑者や労役場留置者に対して、独自に調整を行っていくほか、更生保護官署を始めとする関係団体との連携強化の充実を図り、必要な保健医療・福祉サービスの利用につなげている。 (市原刑務所) ・特別調整の条件を満たさないが支援の必要なケースを調整した実績は令和6年度の1件以外ありません。 (市原青年矯正センター) ・特別調整の条件を満たさなかったものの、支援が必要と思われる者については、独自に調整を行っていくほか、更生保護官署を始めとする関係団体等(自治体の障害福祉課、基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者就業・生活定着支援センター)と連携を図り、切れ目のない支援を推進しています。必要に応じて、必要な保健医療・福祉サービスの利用につなげています。	
102	54	国	千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター)	矯正施設退所後、更生保護施設や福祉施設等に帰住した障害者に対し、知能検査や認知症検査を実施し、本人の特性や現状の課題を明らかにした上で、社会適応のための各種の助言を行います。	・矯正施設退所後、更生保護施設に帰住した障害者に対し、知能検査や認知症検査を実施し、社会適応のための各種の助言等を行っています。	
103	55	国	千葉保護観察所	高齢又は障害を有し、かつ適当な帰住先が確保されていない矯正施設入所者について、釈放後速やかに福祉サービスを円滑に利用できるようにするために、中核地域生活支援センターや千葉県地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の調整や地域における社会生活への移行、自立促進を図るための特別調整に取り組みます。	高齢又は障害を有し、かつ適当な帰住先が確保されていない矯正施設入所者が、釈放後速やかに福祉サービスを円滑に利用できるよう、中核地域生活支援センターや千葉県地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の調整や地域における社会生活への移行、自立促進を図るための特別調整に取り組むことで、令和5年度においては、千葉県内への帰住を希望した特別調整対象者25名について帰住先等を確保しました。	個々の事案に応じた多様な受け皿の確保、受入れ及びその後のフォローに向けた関係機関との連携の在り方
104	55	国	千葉保護観察所	起訴猶予等、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、高齢・障害により、自立に向けて福祉サービスを利用することが必要な人に対しては、釈放前に保護観察官による面接を行う等、調査をした上で居住先の確保を行うとともに、福祉サービス等の利用が円滑に行われるよう、千葉県地域生活定着支援センター等の関係機関・団体と連携をとりながら支援をしていきます。	起訴猶予等、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、高齢・障害により、自立に向けて福祉サービスを利用することが必要な人に対しては、釈放前に保護観察官による面接を行う等、千葉県地域生活定着支援センター等の関係機関・団体と連携をとりながら調査・調整をすることで、令和5年度においては7名について居住先の確保を行うとともに、必要な福祉サービス等を調整しました。	個々の事案に応じた多様な受け皿の確保、受入れ及びその後のフォローに向けた関係機関との連携の在り方
105	55	民間団体等	中核地域生活支援センター	矯正施設や千葉保護観察所、地域生活定着支援センター、地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、特別調整と一般調整にならない障害者や高齢受刑者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等を実施します。	・個別相談の中で障害者や高齢受刑者等への支援を行っています。	
106	55	民間団体等	中核地域生活支援センター	被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施します。	・被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施しています。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
107	55	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	矯正施設や千葉保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、特別調整対象者や高齢受刑者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等の地域生活定着促進事業を実施します。	帰る場所のない身元引受人のいない特別調整対象者、又は帰る場所はあるが福祉の支援が必要な一般調整対象者に対して矯正施設入所中から支援に入り、障害者手帳申請支援、障害支援区分判定支援、要介護認定申請支援などによって福祉支援につなぎ帰住先を確保してきた。R4年度～6年度中のコーディネート120件、フォローアップ96件、相談支援310件、被疑者等支援業務 件	千葉保護観察所、榛名女子学園と連携し特別調整にはならない少年の帰住先となり引き受けをした。(障害なしで手帳取得できず、帰る場所なし)。助けが必要な若年者が使える資源が少ないと感じる。
108	55	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	「地域ネットワーク強化業務」として、自治体関係課や市町村の法定化された協議会（自立支援協議会等）、千葉県内の相談機関（中核地域生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等）、社会福祉協議会、福祉事業所（社会福祉法人やNPO法人等）の巡回訪問を進め、地域ネットワークの強化を図ります。	市区町村、中核センター、障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、福祉事業所とのチーム支援/社会福祉法人、NPO法人、企業等が運営する受け入れ先の開拓/不動産等との連携。これらが進み福祉手続きの調整や受け入れ先には困らない状態になっている。地域の中に理解者・受け入れ先拡大のため力を入れた。「地域福祉検討会」87回、「福祉事業者巡回開拓」55回、「地域福祉研修」94回	
109	55	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施します。	令和3年度からセンターの業務として「被疑者等支援業務」が加わり千葉県では令和4年度から本格実施。千葉県弁護士会が呼びかけ人となり検察庁、保護観察所、弁護士会、定着との4者協議を定期開催している。対象者の選定は検察庁が決めることであり当方は依頼を待っており、件数は伸びていない（R4年度9件、R5年度7件、R6年度3回）。弁護士からの依頼で「被疑者・被告人段階の支援」は通常通り着手している。「被疑者等支援業務研修・報告会」は毎年開催し地域の関係機関との情報共有を行っている。	
110	55	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	受刑中の高齢受刑者に対して、福祉制度の理解を深め、出所後に適切に福祉制度を活用できるように、矯正施設と連携して、社会復帰支援指導を実施します。	面接に向き、またはオンライン面接により介護保険制度や各種受け入れ先の説明をし、本人の希望に沿った受け入れ先を探すことができている。グループホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、無料低額宿泊所、アパート、シェアハウス等。	胃ろうや透析、寝たきりなど医療依存度の高い高齢者の釈放にあたり受け入れ先確保と移送の問題で矯正との連携は特に重要

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
111	55	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	東京矯正管区、千葉地方検察庁、千葉保護観察所、千葉県弁護士会等から講師の派遣等をいただきながら、地域の保健医療・福祉関係機関との情報交換会を開催し、刑事手続や環境調整等の概要、相談支援、居住支援、就労支援、修学支援、依存症回復支援等に関する講座や事例検討等を通じて、地域ネットワークの強化に努めます。	矯正管区や検察庁からの派遣依頼はない。矯正施設視察・意見交換会主催2回/千葉保護観察所「薬物乱用防止プログラム」スーパーバイザー全12回) / 日本弁護士連合会研修講師1回 / 法務省法務総合研究所「保護局関係職員高等科研修」「専修科研修」講師4回 / 千葉県弁護士会「刑事弁護人研修」講師3回 / 矯正施設収容者向け講義」講師1回など外部研修講師として出向いた。また『司法福祉千葉モデル勉強会』(事例検討・ゲスト講話)を毎月欠かさず開催し、多職種とのネットワークづくりに努めている。R5年度、6年度は千葉ダルク、医療機関、研究者などの協力を得て依存症についての啓発研修を実施2回	
112	55	民間団体等	千葉県弁護士会	高齢者・障害者を対象とした電話による法律相談を毎週実施するほか、高齢者・障害者を巡る法律課題について面談による各種相談会を実施します。	・電話相談等を実施している。	・担当者の確保
113	55-56	民間団体等	千葉県弁護士会	中核地域生活支援センターとのタイアップ事業として法律相談を実施し、相談担当弁護士を派遣します。	・実施している。	・特になし
114	56	民間団体等	千葉県弁護士会	生活困窮状態等にありながら既存の福祉制度のサービスからこぼれてしまっている、あるいはサービスの対象として予定されていないような障害者・高齢者に対する相談会等の取組を、県内の関係団体と連携の上、実施します。	・特段実施していない。他の法律相談等に対応。	・連携体制と予算、人員の確保
115	56	民間団体等	更生保護施設(千葉県帰性会)	更生保護施設に配置されている福祉専門職員により、高齢者及び障害を有する被保護者に対して、それぞれの個別事情を踏まえ、地域の保健医療・福祉サービス等に繋げるための支援を行います。	・被保護者の個別事情を踏まえ、保健医療・福祉サービスに繋げる支援を実施した。(削除;令和5年11月から改築のため収容なし。)	全面改築のため5年12月から休業。 7年4月から機能強化の上、再開。
116	56	民間団体等	自立準備ホーム	被保護者の意向を汲み、地域の保健医療や福祉サービス等につなげるための支援を行います。	・本人の意向に従い、生活保護制度利用につなげ、通院の必要な人は医療機関の受診を同行支援を行いつつ進めている。また対象者の多くは「住民票削除」されている人が多いことから、居住支援に努め住民票設置後、必要に応じ高齢者福祉・障害者福祉制度等につないでいる。	地域の保健医療や福祉サービス等につなげるための関係機関との連携の在り方

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

② 薬物依存を有する人への支援等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
117	58	県	障害者福祉推進課	薬物依存症に対応できる医療機関を依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関として選定、周知を行い、薬物依存症者の医療提供体制の整備を進めます。	・千葉県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定要綱に基づき、治療拠点機関等の指定に向けて医療機関への周知を行う。	・県内で診療報酬の依存症集団療法1(薬物依存症)を算定する医療機関がない。
118	58-59	県	障害者福祉推進課	千葉県精神保健福祉センター等では、薬物依存症者が薬物を使用しない生活を続けていけることを目的とした治療・回復プログラムを開催し、薬物依存症からの回復と社会復帰を支援します。	・R4年度：36回開催、参加者 延201人、実41人 ・R5年度：37回開催、参加者 延216人、実42人 ・R6年度：39回開催、参加者 延236人、実52人	
119	59	県	障害者福祉推進課	千葉県精神保健福祉センター等では、薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症という病気や回復について正しく理解し、適切な対応方法を学び実践できるよう家族教室等を行います。	・R4年度：12回開催、参加者 延119人、実18人 ・R5年度：11回開催、参加者 延119人、実27人 ・R6年度：12回開催、参加者 延109人、実22人	
120	59	県	障害者福祉推進課	千葉県精神保健福祉センター等では、治療・支援等に携わる人材の育成として、依存症支援者研修を行います。	・R4年度：1日開催及び動画配信 参加者(視聴含む) 延544人 ・R5年度：2日開催 参加者 延249人 ・R6年度：2日開催 参加者 延199人	
121	59	県	障害者福祉推進課	千葉県精神保健福祉センター等では、自助グループ等の民間団体と連携を図り、薬物依存症者に対し必要に応じて民間団体等を紹介する等の支援を行います。	・自助グループ等の民間団体と連携を図り、薬物依存症者に対し必要に応じて民間団体等を紹介している。	
122	59	県	障害者福祉推進課	関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的として関係機関連携会議等を行います。	千葉県精神保健福祉センターにおいて、千葉保護観察所及び千葉市こころの健康センターと共同開催にて実施している。 ・R4年度：1回開催 ・R5年度：1回開催 ・R6年度：1回開催	
125	59	県	県警察本部薬物銃器対策課	取締活動を通じて、薬物乱用者やその家族等を対象に、必要に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援します。	・警察署で取り扱った薬物事犯検挙者で捜査が終了した者に対し、薬物依存症などの薬物再乱用防止に関する説明、関係機関の相談先を教示の上、対策資料を配付しました。	薬物事件の被疑者は、再犯率が高いことから、あらゆる面を通じて、薬物乱用防止に努めなくてはならない
126	59	県	県警察本部薬物銃器対策課	関係機関等と連携し、テレビ、ラジオ等の各種媒体を利用した薬物乱用防止広報を実施し、薬物乱用防止についての啓発を行います。	・県、税関等の関係機関と連携し、薬物乱用防止キャンペーンを実施するとともに県内の企業や大学等に対して講話を実施しました。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
127	59	国	千葉刑務所・市原青年矯正センター	薬物依存離脱指導において、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解した上で、断薬への動機づけを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させるような指導を行います。	(千葉刑務所) ・薬物依存離脱指導について、受刑者用一般リスクアセスメントツールを使用して受刑者の問題性や再犯リスクを判定し、刑期の長さや問題性の大きさ、知的能力等に応じ、認知行動療法をベースとしたプログラムを組み合わせ実施しています。 (市原青年矯正センター) ・薬物依存離脱指導を実施するに当たり、受刑者用一般リスクアセスメントツール、薬物関連調査質問票に基づき、受刑者の問題性や再犯リスクを判定しています。また、当該指導においては、NAやダルク等の関係機関の講話を実施し、必要に応じ、依存症に係る医療機関や回復支援団体の支援につなげています。	
128	59	国	八街少年院→市原学園	特定生活指導(薬物非行防止指導)を実施し、薬物の依存性を認識し、薬物依存に至った自己の問題性を理解させることで、再び薬物を乱用することのないよう指導します。	・該当者には特定生活指導に加え、外部協力者による面接を実施するなど、再び薬物乱用することがないよう指導しています。	
129	59	国	千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター)	ワークブック「薬物について考えよう」を実施し、薬物依存に至った自己の問題への理解を深めさせるとともに、再使用に至らないための具体的な対処法について考えさせます。	・現時点において、薬物関係の相談においてワークブックを使用して対応するまでのケースはないが、ワークブックを使用している相談態勢は整えております。	
130	59-60	国	千葉保護観察所	薬物依存対象者に対し、医療機関や関係機関と連携又は協力を得て、「薬物再乱用防止プログラム」、任意の簡易薬物検出検査、家族等に対する支援(引受人会)を実施又は開催します。	薬物依存対象者に対し、医療機関や関係機関と連携又は協力を得て、「薬物再乱用防止プログラム」、任意の簡易薬物検出検査を実施した。また、家族等に対する支援(引受人会)を本年度中に2回開催する予定です。	新型コロナのいわゆる5類移行により、ほぼ平常どおりの運用に戻っている。
131	60	国	千葉保護観察所	地域で共同生活を送りながら、薬物依存症からの回復と社会復帰を支援している民間の自助団体であるダルクに対し、薬物依存症者への取組を委託します(一部のダルクには通所による回復訓練も委託しています。)	地域で共同生活を送りながら、薬物依存症からの回復と社会復帰を支援している民間の自助団体であるダルクに対し、薬物依存症者への取組を委託し、一部のダルクには通所による回復訓練も委託しています。	回復訓練施設であるダルクへの定着とともに、効果的な自立のあり方。
132	60	国	千葉保護観察所	薬物依存症者に対する「息の長い支援」を行うため、千葉県精神保健福祉センターや千葉市こころの健康センター、ダルク等で行われる薬物依存からの回復支援のためのプログラム及びミーティングに積極的に関与し、薬物依存対象者が保護観察終了後にこれらの機関や団体の支援を受けられるように引き継いでいきます。	薬物依存症者に対する「息の長い支援」を行うため、千葉県精神保健福祉センターや千葉市こころの健康センター、ダルク等で行われる薬物依存からの回復支援のためのプログラム及びミーティングに積極的に関与し、薬物依存対象者が保護観察終了後にこれらの機関や団体の支援を受けられるように引き継いでいきます。	薬物依存のある者に対して、地域の支援機関に関する情報提供を積極的に行っており、実際につながる対象者は増加傾向にあります。全体としては少数にとどまっています。
133	60	国	千葉保護観察所	薬物依存症者が、刑事処分又は保護処分終了後も地域において必要な保健医療・福祉的サービスが受けられるとともに、依存からの回復のための「息の長い支援」が受けられるよう、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく地域支援ネットワークの構築のため、「薬物依存症対策地域連携協議会」を開催します。	薬物依存症者が、刑事処分又は保護処分終了後も地域において必要な保健医療・福祉的サービスが受けられるとともに、依存からの回復のための「息の長い支援」が受けられるよう、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく地域支援ネットワークの構築のため、「薬物依存症対策地域連携協議会」を例年2月頃開催しています。	薬物依存症対策地域連携協議会を踏まえた関係機関相互の有機的な連携(情報連携・行動連携)のあり方。

No.	掲 載 ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
134	60	民間団体等	中核地域生活支援センター	各機関が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会等への出席を通じて、千葉県精神保健福祉センターや千葉保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。	・令和5年11月18日千葉ダルク20周年記念式典に参加しました。	
135	60	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	各機関が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会等への出席を通じて、千葉保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。	千葉保護観察所主催「令和5年度第1回 薬物事犯引受人会 薬物問題と家族の対応について」当事者家族と共に参加、千葉保護観察所主催薬物乱用防止プログラムスーパーバイザー全12回、千葉保護観察所、千葉県精神保健福祉センター、千葉市こころの健康センター共催「薬物依存症対策地域連携協議会」出席2回、NPO法人回復はどこにでもある主催「関係機関との連携」について講義1回	
136	60	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	薬物依存症者に対する支援を実施する自助グループ等の民間団体との連携を強化し、薬物依存症の問題を抱える被保護者を、必要に応じて医療機関と連携し受診につなげます。	・薬物事犯の被保護者を医療機関の受診につなげた。(削除；令和5年11月から改築のため収容なし。)	全面改築のため5年12月から休業。 7年4月から機能強化の上、再開。

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

③ 適切な医療を必要とする人への支援等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
137	62	県	高齢者福祉課	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすためには、地域住民によるさりげない見守りの体制づくりが重要であることから、市町村や関係機関と協働して、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見、保護等の地域での見守り体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」(しない、させない、孤立化!)を実施し、民間事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を通じ、地域での見守り体制を構築しています。 ※協定締結事業者数 13(令和7年1月1日現在) 協力店登録数 667(令和7年1月1日現在) ・市町村が地域の実情に応じ、訪問・電話等による安否確認や配食サービス、緊急通報体制の整備などの見守りサービスを実施しています。 	
138	62	県	高齢者福祉課	地域支援の要として、医療、福祉・介護、行政等の関係者と協力しながら、専門職等に対する困難事例への相談対応や助言、関係者のネットワークの構築や調整、地域資源情報の提供等を行う「認知症地域支援推進員」の養成等により、地域における認知症支援体制の構築を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員及び認知症コーディネーターを対象に、千葉県認知症地域支援推進員研修を実施しています。 	
139	62	県	高齢者福祉課	適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、「認知症初期集中支援チーム」の質の向上の方策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームのチーム員養成のため、受講者の選定及び受講料負担を行い、また、チーム員の資質向上を図るため、研修会を開催しています。 	
140	62	県	高齢者福祉課	「認知症疾患医療センター」の整備を始め、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに専門医療機関や市町村等との連携の推進役となる「認知症サポート医」を千葉県医師会と連携しながら養成し、認知症の早期発見・早期対応等の医療体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センターを県内10か所指定しています。 ・認知症サポート医養成のための、受講者選定と研修を実施しています。 	
141	62	県	障害者福祉推進課	精神障害のある人の精神症状が急激に悪化した場合等の緊急時でも対応できるよう、「千葉県精神科救急医療システム」による精神科救急医療相談窓口を24時間設置し、適切な医療の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある人の精神症状が急激に悪化した場合等の緊急時でも対応できるよう、千葉県総合救急災害医療センター内に「千葉県精神科救急医療システム」による精神科救急医療相談窓口を24時間設置し、適切な医療の確保を図っています。 	
142	62-63	県	障害者福祉推進課	「千葉県保健医療計画」に基づく保健医療圏単位で、精神科救急基幹病院を中心により身近な地域で速やかに診療が受けられるよう、精神科救急医療システムの拡充を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県保健医療計画」に基づく保健医療圏単位で、13病院の精神科救急基幹病院を中心に、より身近な地域で速やかに診療が受けられるよう、精神科救急医療システムの拡充を図っています。 	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
143	63	県	障害者福祉推進課	ギャンブルやアルコール等による依存や健康上の問題を有する人に対して、必要な治療や支援を行う専門医療機関の整備を進めるとともに、それらの機関に関する情報発信に努めます。	・依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関を指定し、県ホームページで公表しています。 依存症治療拠点機関（アルコール健康障害/ギャンブル等依存症）1機関 依存症専門医療機関（ギャンブル等依存症）2機関 依存症専門医療機関（アルコール健康障害）4機関 （令和6年度末時点）	
144	63	国	千葉地方検察庁	医療的支援が必要と認められる支援対象者について、保健所と情報共有を行いながら、医療機関等との連携を図ります。	・医療的支援が必要と認められる支援対象者について、速やかに医療機関へ繋げられるように、保健所と情報共有を行うなど連携を図っています。	
145	63	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	保護観察所から特別調整対象者として選定を受けた人を対象に、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターと連携しながら支援をしていきます。	（千葉刑務所） ・釈放後、適切な医療を受けられるよう、本人の同意を得た上で、在所中における治療状況、服薬状況等の情報を医療機関等と共有し、また、依存症治療機関等の情報について、対象となる受刑者に情報提供を行っている。 （市原刑務所） ・該当なし （市原青年矯正センター） ・特別調整対象者として選定を受けた人を対象に、釈放後適切な福祉サービスが受けられるよう、保護観察所、地域生活定着支援センターと連携を図りながら支援をしていきます。また、特別調整対象者だけでなく、在所中における治療状況、服薬状況等の情報を保護観察所、医療機関等と共有できるよう医療機関と調整を行っています。	
146	63	国	八街少年院→市原学園	少年院に入院する人の中には26条通報の対象者もいることから、精神障害及び精神障害の疑いのある少年に対し、保護観察所と連携をしながら、出院後の適切な医療等の福祉サービスを受けられる体制を取ります。	・令和5年1月から現在まで26条通報対象者はいるものの、実際に27条診察に至った在院者はいませんでした。また、必要に応じて、出院時に医療情報提供を行っています。	
147	63	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	医療措置の必要性が高いと判断された地域援助の対象者に関しては、医療機関の受診を勧めるとともに、既に医療機関を受診している対象者については本人の同意のもと、当該機関と情報共有・連携しながら支援をしていきます。	・当所における相談時に、主に発達障害が疑われた相談者に対して各種検査を実施してスクリーニングを行ったり、医療機関の受診を勧めたりしています。また、すでに医療機関とつながっている相談者については、本人や保護者の了承の下、当該機関と情報共有や連携を図っています。	
148	63	国	千葉保護観察所	医療的支援が必要と認められる保護観察対象者や刑務所出所者等に対して、医療の受診を支援し、受診に当たって本人の同意を得た上で、医療機関との連携を行います。	・医療的支援が必要と認められる保護観察対象者等に対して、必要に応じて、服薬に関する特別遵守事項を設定したり、本人の同意を得た上で主治医と連絡を取り、処遇の在り方について協議するなど、医療機関との連携を行っています。	
149	63	民間団体等	千葉県医師会	認知症サポート医のフォローアップやかかりつけ医等に向けた認知症対応力向上に資する研修を行政と連携して取り組み、認知症の人に対する理解を深め、医療サービスを提供します。	・認知症サポート医のフォローアップやかかりつけ医等に向けた認知症対応力向上に資する研修を行政と連携して取り組み、認知症の人に対する理解を深め、医療サービスを提供します。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
150	63	民間団体等	千葉県医師会	保護観察所や警察、介護・福祉サービス、行政等と連携し、障害があっても必要な人に適切な医療サービスが受けられるよう医療体制の整備を行います。	・保護観察所や警察、介護・福祉サービス、行政等と連携し、障害があっても必要な人に適切な医療サービスが受けられるよう医療体制の整備を行います。	
151	63	民間団体等	千葉県弁護士会	認知症等により判断能力が低下しており、法的手続きの支援が必要と考えられる場合には、代理人として、あるいは親族からの依頼を受ける等により申立を行う等、法定後見制度の利用を促します。	・適時実施している。	・特になし
152	64	民間団体等	千葉県弁護士会	生活のしづらさが見られた場合、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、中核地域生活支援センター等と連携して適切な行政サービスが受けられるよう支援を行います。	・適時実施している。	・特になし
153	64	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	服薬を必要とする刑務所出所者に対しては、疾病や服薬の情報を把握する等、矯正施設と連携した服薬指導を継続します。	・必要に応じ、服薬指導を行っている。（削除；令和5年11月から改築のため収容なし。）	全面改築のため5年12月から休業。 7年4月から機能強化の上、再開。
154	64	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	当会入会後に緊急受診が必要な人に対しては、無料低額診療事業を実施する医療機関と連携した支援を行います。	・常に医療機関と連携した支援を行っている。（削除；令和5年11月から改築のため収容なし。）	〃
155	64	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	特定の医療機関の協力を得て、月に1回、被保護者の無料健康相談を実施します。	・定期的に被保護者の無料健康相談を実施している。（削除；令和5年11月から改築のため収容なし。）	〃

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(4) 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

① 児童生徒の非行の未然防止等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
156	66	県	教育庁児童生徒安全課学事課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実等に対し、支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーについては、令和6年度は、全公立小・中・県立高等学校に配置を完了した。また、小学校については、隔週配置校を前年度から126校増の510校とし、県立特別支援学校は4校増の5校としたほか、教育事務所等6カ所に配置している。 ・スクールソーシャルワーカーについては、令和6年度は、全県で昨年度より10名増員し、64名に配置を拡充し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。 ・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。 令和4年度61校(35,350千円)、令和5年度65校(37,527千円) 令和6年度68校(40,051千円)を私立学校に対して交付した。(学事課)	
157	66	県	教育庁児童生徒安全課学事課	学校において、非行や薬物乱用の防止教室が適切に実施されるよう、関係機関からの情報提供、研修等への支援を実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年12月から施行された「学校警察連絡制度」により、学校と警察が相互連絡を行い、連携して児童生徒の犯罪被害防止並びに安全確保や、問題行動及び非行防止、再発防止と立ち直り支援に努めている。この制度の周知により、児童生徒・保護者等への、非行防止意識の向上も期待される。(児童生徒安全課、薬物乱用については保健体育課が担当課) 	
158	66	県	教育庁児童生徒安全課学事課	地域の更生保護ボランティアが、学校等との連携により実施している啓発活動・非行予防活動について、保護観察所の依頼に基づき、関係する教育機関等に働きかけを行います。		
123	59	県	教育庁保健体育課	学校での薬物乱用防止教室を推進するため、教員がその必要性を理解し、指導の実践方法を身に付けるための研修会を開催し、資質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度：令和4年8月24日～9月22日（Web形式）1,106名受講 ・R5年度：令和5年8月21日～9月8日（Web形式）1,072名受講 ・R6年度：令和6年8月19日～9月6日（Web形式）1,176名受講 	V-2-(3)②から移動
124	59	県	教育庁保健体育課	学校で開催される薬物乱用防止教室を、千葉県警察や薬物専門講師等と連携して行う等、薬物乱用防止教室の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」及び「第六次薬物乱用防止五か年戦略」において、学校における薬物乱用防止教育をより一層推進することが求められていることを踏まえ、各学校に周知するとともに、薬物乱用防止教室の開催を要請した。 	V-2-(3)②から移動

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
159	66	県	くらし安全推進課	犯罪被害者等支援の一環として、高校生向けに、被害に遭ってしまった場合と今後の対応や、被害者や加害者を生まないための「性犯罪・性暴力被害者支援に関する 出前講座」を実施します。	・令和4年度は3校(計1,195名受講)、令和5年度は3校(計1,883名受講)、令和6年度は9校(計3,225名)で出前講座を実施した。	
160	66	県	県民生活課	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、官・民の様々な機関で構成される子ども・若者支援協議会において、現状・課題を共有するとともに、人材育成支援に努めます。	・子ども・若者支援協議会において、代表者会議、人材育成研修等を行った。	
161	66	県	県民生活課	青少年総合対策本部を中心に、地域振興事務所や市町村等と連携して「青少年を健全に育てる運動」を展開し、青少年の非行防止及び健全育成を推進します。	・地域振興事務所、市町村と連携して「青少年を健全に育てる運動」を実施した。また、運動期間内に、青少年健全育成条例に基づく立入調査や県下一斉合同パトロールを実施し、青少年の健全育成・非行防止に努めた。	
162	66	県	県民生活課	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う各市の青少年補導センター及び青少年補導員に対して、必要な助成等を実施します。	・青少年補導センターが行う千葉県青少年健全育成条例の周知啓発、有害環境浄化活動、街頭補導活動等に係る経費や千葉県青少年補導員連絡協議会が行う活動費に対して補助金を交付した。	
163	66	県	県民生活課	青少年及び地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深めるため、チラシやSNS上での広告等を用いて啓発を行います。	・非行防止に対する生徒(小学5年生・中学1年生・高校1年生)や保護者(小学5年生・中学1年生)の心構え及び相談機関の案内等を記したチラシを作成し、学校を通して配付することにより、非行防止の啓発を図った。 ・中高生が多く利用しているSNSを媒体として啓発動画広告を配信することで、より効果的な啓発を図った。	
164	66	県	児童家庭課	児童相談所では、児童に関するあらゆる問題について相談に応じますが、非行相談においては、児童や保護者との面接等を通じて、児童の抱える問題や家庭の状況を調査し、学校等と連携して支援、指導を行うとともに、必要な児童については児童自立支援施設に入所させ、集団生活のもとで自立を支援します。	・児童や保護者との面接等を通じて、各種調査を行い、学校等と連携して支援、指導を実施している。 ・必要な児童については児童自立支援施設等に入所させ、自立支援に向けた取組を実施している。	
165	66	県	児童家庭課	児童相談所では、専門の職員が児童虐待に関する相談のほか、非行や障害等、児童に関するあらゆる相談に対して、児童の福祉の向上と権利擁護を最優先に考え、相談に応じます。	・児童に関する様々な相談に応じ、各種助言等の対応を実施している。	
166	66	県	教育庁児童生徒安全課	「教育立県ちば」プランに基づき、県立学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図ります。	・スクールカウンセラーについては、令和6年度は、全公立小・中・県立高等学校に配置を完了した。また、小学校については、隔週配置校を前年度から126校増の510校とし、県立特別支援学校は4校増の5校としたほか、教育事務所等6カ所に配置している。 ・スクールソーシャルワーカーについては、令和6年度は、全県で昨年度より10名増員し、64名に配置を拡充し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
167	66	県	教育庁児童生徒安全課	不登校児童生徒に対する支援を強化するため、教育支援センターの効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえながら、フリースクール等との連携を進めます。	・千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例（令和5年4月施行）を踏まえ、連絡協議会を開催し、令和6年3月に施策を総合的に推進するための基本方針を策定した。 ・不登校児童生徒やその保護者のニーズや、フリースクール等の民間団体の活動状況や諸課題を把握するための実態調査を令和5年12月に実施し、令和6年6月にその結果を公表した。	
168	67	県	県警察本部少年課	学校、少年警察ボランティア等と連携し、繁華街、歓楽街等における合同補導を実施します。	・学校、少年警察ボランティア等と連携し、継続的に繁華街、歓楽街等における合同補導を実施しています。	
169	67	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	保護者や関係機関からの依頼を受け、非行や各種問題行動に係る助言、心理相談、法教育、各種講演活動等を行います。	・中学校や高校の生徒や教員に対して、非行やSNSの問題性などについての法教育や講演を行っている。	
170	67	国	千葉保護観察所	千葉県子ども・若者支援協議会の構成員として、関係機関との連携会議に参加したり、少年事件関係機関との連絡会において、家庭裁判所や少年矯正施設、児童相談所等の職員とその処遇について協議し、再犯防止に係る情報共有及びネットワーク構築を図ります。	同協議会の構成員として、関係機関との連携会議に参加し、また、少年事件関係機関との連絡会では、家庭裁判所や少年矯正施設、児童相談所等の職員とその処遇について協議するなど、再犯防止に係る情報共有及びネットワーク構築を図っています。	個別事案における個人情報取扱いの在り方
171	67	国	千葉保護観察所	矯正施設において修学支援等を受けた保護観察対象者について、民間ボランティアや地方公共団体等が、施設内処遇の内容を踏まえた学習支援を行えるよう、必要に応じた円滑な連携を図ります。	矯正施設において修学支援等を受けた保護観察対象者について、民間ボランティアや地方公共団体等が、施設内処遇の内容を踏まえた学習支援を行えるよう、必要に応じた円滑な連携を図っています。	対象者のニーズに応じた社会資源の確保、連携の在り方
172	67	民間団体等	中核地域生活支援センター	学校内において、生活上困難を抱える子どもとその保護者に対し、スクールソーシャルワーカー等と連携して相談支援を実施します。	・個別の相談の中で学校等と連携をしています。 ・校内居場所づくり事業として、県内10カ所の高校で居場所カフェを行っています。	
173	67	民間団体等	千葉県弁護士会	個々の事件の中で、少年の（再）非行防止に資する充実した付添人活動が行われるよう、会内研修や家庭裁判所との協議会を実施します。	・会内において、新規登録弁護士向けの付添人活動に関する研修及び重大事件の付添人活動に関する研修を実施している。 ・毎年2月頃に、千葉家庭裁判所少年部と協議会を実施している。	
174	67	民間団体等	千葉県弁護士会	子どもやその支援機関（少年院、更生保護施設、児童相談所、児童養護施設）等からの、非行、いじめ、虐待等の相談を専門的に取り扱う「子どもの専門相談」を設け、（再）非行防止に繋がる法的助言ができるよう態勢を整えていきます。	・計画策定前から「子どもの専門相談」は実施されており、一定数の相談依頼がある。	
175	67	民間団体等	千葉県弁護士会	少年院からの講師派遣依頼に基づき、少年院在院中の少年を対象として、（再）非行防止に資する法的知識に関する講演を実施します。	・過去実施したことはあるが、計画策定後は依頼がなく実施していない。	・少年院等の少年矯正施設との情報共有や連携の場がない。
176	67	民間団体等	千葉県保護司会連合会	非行の未然防止のため、非行について考える学校・生徒と保護司会の交流会を開催します。	・地区保護司会において、学校が主催する非行問題に関する会議に参加するなど、学校との連携に努めている。	今後も取組を推進したい。
177	67	民間団体等	千葉県保護司会連合会	学校で実施する薬物乱用防止教室等の非行防止授業に協力する等により、児童生徒に対する非行防止の啓発に取り組みます。	・学校に保護司が赴き、更生保護や薬物乱用防止等をテーマとした講話を行うなど啓発に務めている。	今後も取組を推進したい。

No.	掲 載 ペー ジ	団 体	対 応 機 関	計 画 に お け る 取 組 の 方 向 性 と 概 要	対 応 状 況 (令 和 4 年 度 ~ 令 和 6 年 度)	課 題 ・ 意 見 等
178	67	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟	非行の未然防止や子育て支援のため、地域で保護者等に対するミニ集会を開催したり、学校や幼稚園等と連携して、児童学童に対する絵本の読み聞かせ活動等の非行予防の啓発活動を行います。	・各地区更生保護女性会において、ミニ集会や幼稚園・保育園、学校等と連携した絵本の読み聞かせ活動を行っています。	今後も取組を推進したい。
179	68	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟	県内で子ども食堂の経営による居場所づくりや学習支援を行ったりする民生委員やBBS会、保護司等のボランティアと協力して、非行防止に取り組みます。	・地域団体が行う各種行事・事業に参加協力するとともに、保護司会、BBS会等のボランティアと協力し、子ども食堂を開催するなどして子どもの居場所づくりに努め、非行防止に取り組んでいます。	

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(4) 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

② 学校等と連携した立ち直り支援

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
180	69	県	教育庁児童生徒安全課	少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、連携を強化して必要な支援を行えるようにします。	・スクールカウンセラーについては、令和6年度は、全公立小・中・県立高等学校に配置を完了した。また、小学校については、隔週配置校を前年度から126校増の510校とし、県立特別支援学校は4校増の5校としたほか、教育事務所等6カ所に配置している。 ・スクールソーシャルワーカーについては、令和6年度は、全県で昨年度より10名増員し、64名に配置を拡充し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。	
181	69	県	教育庁児童生徒安全課	少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図ります。	学習状況等については学習指導課が担当課	
182	69	県	県警察本部少年課	修学に課題を抱えている少年に対し、大学生ボランティアや関係機関と連携し、学習支援や社会奉仕体験活動等を通じてコミュニケーションを図り、少年の修学に対する意欲の向上に努める等、立ち直り支援を行います。	・支援対象少年を中心に農業体験活動（さつまいも作り、どらまめ栽培）等各種体験活動を行い、地域社会との絆づくり、居場所づくりを通じて修学等に対する意欲向上に資するよう努めています。	
183	69	県	県警察本部少年課	各種広報啓発活動を行い、広く一般に対し、少年非行の現状や立ち直り支援の必要性等についての理解を広げます。	・少年の非行概況等を取りまとめた資料「ちばの少年非行」を配布したほか、教員、PTA等を対象とした各種講演等において、県警が行う立ち直り支援活動について説明し、理解と協力を求めました。	
184	69	国	八街少年院	学校等と連携し、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整等の修学支援を実施します。	・希望者に対し高等学校卒業程度認定試験を実施しています。令和5年4月から現在まで修学支援希望者はいませんが、希望者がいれば支援を行う予定であるとともに、今年度から通信制高等学校入学の修学支援を開始しています。	
185	70	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	保護者や関係機関からの依頼を受け、非行や各種問題行動に係る助言、心理相談、法教育、各種講演活動等を行います。	・少年院を出院した後、学校に復学あるいは進学した少年について、関係機関と連携し、継続して心理的なサポートを行ったり、学校におけるケース検討会などに積極的に参加したりしています。	
186	70	国	千葉保護観察所	学校に在籍する保護観察対象者や、少年院に収容中で復学が見込まれる少年について、学校や保護司と連携して処遇協議を行う等して、少年の円滑な学業再開や安定した学校生活の維持につながるよう働きかけていきます。	・学校に在籍する保護観察対象者や、少年院に収容中で復学が見込まれる少年について、学校や保護司と連携して処遇協議を行う等して、少年の円滑な学業再開や安定した学校生活の維持につながるよう働きかけていきます。	対象者のニーズに応じた社会資源の確保、連携の在り方

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
187	70	民間団体等	千葉県弁護士会	少年が家庭裁判所に送致された後、観護措置決定がとられたにもかかわらず付添人がいないときに、弁護士から付添人になろうとする弁護士を派遣し、付添人活動を通じ、学校等の社会資源を活用して少年の立ち直りを支援します。弁護士会では、少年鑑別所に身柄を拘束された少年全員に付添人がつくことを目指します。	・当番付添人制度を設けており、観護措置決定が取られたにもかかわらず付添人がいないときには、扶助制度を利用して付添人として活動し、少年の立ち直りを支援している。 ・少年鑑別所に身柄を拘束された少年全員に付添人がつく体制が構築されている。	
188	70	民間団体等	千葉県弁護士会	付添人となる弁護士に少年の立ち直りのために必要な支援を適切に行えるよう研修等を実施し、人材の育成を図ります。	・各種の付添人研修を実施している。	
189	70	民間団体等	千葉県弁護士会	弁護士会と関係機関との協定等に基づき、弁護士が各学校、市町村の教育委員会、県の教育事務所から教育現場における児童生徒の非行にかかる問題について相談を受け、法的観点から助言をします。	・教育行政に係る法務相談として、教育現場におけるあらゆる問題について相談を受けている。	
190	70	民間団体等	千葉県弁護士会	非行問題の防止とその対応について、教職員に向けた研修を実施するとともに、学校からの要請があった場合に、児童生徒向けに少年が非行を行った場合にどうなるかを説く出張授業にも対応します。	・教職員に向けた研修や児童生徒向けに少年が非行を行った場合にどうなるかを説く出張授業を依頼された場合に、派遣に対応できる弁護士を有している。	
191	70	民間団体等	千葉県保護司会連合会	学校に在籍する保護観察対象者に関し、学校や保護観察所と連携して協議会を開催する等により、生徒・児童を取り巻く地域や学校の現状について共有を図ったり、定期的な個別の処遇検討会により対象者の問題や処遇のポイントを把握して適切な処遇につなげる等、就学中の保護観察対象者の立ち直し支援と地域の非行防止に努めます。	・各地区保護司会において、学校に在籍する保護観察対象者に関するケース会議が行われた時は、担当保護司が同会議に参加する等して連携を図っている。	個別事案における個人情報取扱いの在り方
192	70	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟	地域小学校、中学校と連携し学校区内での見守りを実施するほか、更生保護施設での昼食づくりの活動を通して非行の防止や立ち直りの支援を行います。	・積極的に学区内の見守り活動を行い、非行の防止や立ち直りの支援を行っています。	
193	70	民間団体等	千葉県BBS連盟	千葉保護観察所の依頼によりBBS会員が行う保護観察中の少年に対する学習支援等のともだち活動や、サマーキャンプ等のグループワークに対し、財政的支援をする等により、協力をしていきます。	・ともだち活動において保護観察中の少年の学習支援等を行い、BBS会員が行うカレーの会等のグループワークに財政的支援を行っており、保護観察対象者の立ち直し支援に積極的に協力しています。	新規会員・活動資金の確保

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(4) 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
194	72	県	教育庁児童生徒安全課	学び直しを望む出所・出院者に対し、関係機関と連携し、定時制や通信制高校等の入学案内を配布し、入学相談に応じる等、出所者等の学び直しを支援します。	転学等は学習指導課が担当課	
195	72-73	県	教育庁児童生徒安全課	少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むようスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、必要な支援を迅速に行えるようにします。	・スクールカウンセラーについては、令和6年度は、全公立小・中・県立高等学校に配置を完了した。また、小学校については、隔週配置校を前年度から126校増の510校とし、県立特別支援学校は4校増の5校としたほか、教育事務所等6カ所に配置している。 ・スクールソーシャルワーカーについては、令和6年度は、全県で昨年度より10名増員し、64名に配置を拡充し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。	
196	73	県	教育庁児童生徒安全課	少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図ります。	学習状況等については学習指導課が担当課	
197	73	県	教育庁財務課	就学支援金や奨学金・貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。	・制度の周知を行い、就学継続のための支援を行っている。	
198	73	県	教育庁財務課	小中学校における就学援助について、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を働き掛けていきます。	・援助が必要な児童生徒等の保護者に対して、必要な援助が適正な時期に実施されるよう、国からの通知を通じて、市町村に対し周知を図った。	
199	73	県	学事課	修学支援の一環として、私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減を図ります。	・修学支援の一環として、就学支援金、奨学のための給付金をはじめとした各補助金を運用し、私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減を図っている。	
200	73	国	八街少年院一市原学園	学校等と連携し、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整等の修学支援を実施します。	・高等学校卒業程度認定試験受験希望者に対して、試験対策の講義を実施するなど、指導の充実を図っています。	
201	73	国	千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター)	知能検査等を実施して、学習のつまずきの原因を明らかにした上で、その結果等を保護者や本人に丁寧に説明します。	・少年鑑別所を退所後、学校に復学したり、学校不適應に学業上の問題が認められる相談者に対し、主に知能検査の結果から対象者の特性等を見極め、学業に適切に対処していけるような助言等を行っています。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
202	73	国	千葉保護観察所	学習意欲のある保護観察対象者に対して、民間ボランティア（BBS）と連携して学習支援等を行います。	・学習意欲のある保護観察対象者に対して、民間ボランティア（BBS）と連携して学習支援やともだち活動等を行っており、令和6年度には大学での広報活動により修学支援に関わる民間ボランティア（BBS）が増員しました。	対象者のニーズに応じた連携の在り方
203	73	民間団体等	千葉県弁護士会	個々の事件の中で「児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度」に基づく警察からの連絡等により学校が在校生の非行を覚知した際に、非行のあった少年に退学を促すことを防ぐ等、付添人活動が少年の更生に資するものとなるよう、会内研修等を実施します。	・各種の付添人研修を実施している。	
204	73	民間団体等	千葉県弁護士会	子ども・若者の貧困対策の取組として、生活困窮状態にある子育て世帯向けの各種社会保障制度や奨学金制度の充実に向けた調査・提言や相談会等を実施します。	・具体的な提言を提出したことはありませんが、今後も引き続き調査等を行っていきます。 ・また奨学金に関する専門相談制度も設けてあります。	
205	73	民間団体等	千葉県BBS連盟	千葉保護観察所と連携し、保護観察中の少年等に対して、ともだち活動による学習支援やサマーキャンプ等の体験活動的なグループワークを実施することを通じて、少年達の学習意欲や社会体験・余暇生活の充実等を図ることに協力していきます。	・BBS会員が行うグループワークに保護観察対象者を参加させたり、ともだち活動において学習支援を行うなど、対象者の立ち直り支援に積極的に協力しています。	BBS会員の減少

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(5) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

① 少年・若年者に対する支援等（児童福祉との連携強化）

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
206	75	県	児童家庭課	児童相談所では非行少年に対し、保護者による適切な監護が得られない場合には、市町村や警察等の関係機関と連携し、支援を行います。	・市町村や警察等の関係機関と連携し、非行少年に対する支援を実施している。	
207	75	県	児童家庭課	自立援助ホームに対して、職員の人件費や入所児童の生活費等、運営に要する経費の支援を行います。	・運営に要する経費の支援を実施している。	
208	75-76	県	県警察本部少年課	関係機関によるケース検討会を実施し、関係機関との連携強化を図るほか、過去に非行少年として取扱いのあった少年に対する、農業体験活動や学習支援活動等を通じた立ち直り支援活動を推進します。	・個別支援会議、サポートチーム等に積極的に参加し、関係機関と情報共有を図りながら、支援対象少年に対する継続補導や各種体験活動を通じた支援活動を行っています。	
209	76	県	県警察本部少年課	少年院に入所する少年に対する、少年が特殊詐欺に関与しない環境づくりや、少年の再非行防止に資する取組を実施します。	・少年に人気のお笑い芸人を起用した啓発動画等を制作し、学校等における非行防止教室、関係機関と連携したキャンペーン活動等において、犯罪行為に加担しないための取組を推進しています。	
210	76	国	八街少年院	被害者の視点を取り入れた教育、性非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導等、個々の在院者の非行に対応した6種類の特定生活指導を、在院者個々の特性や必要性に応じて実施します。	・少年鑑別所からの引継ぎ及び当院入院後の面接などから作成する個人別矯正教育計画表において、一人につき1から2つ程度の特定生活指導を指定して実施しています。	
211	76	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。	・家庭裁判所における処分決定で試験観察となった少年を中心に、少年鑑別所での鑑別で得られた結果などをもとに、社会適応に資する助言等を行っています。	
212	76	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	地域援助の枠組みにおいては、少年に限らず成人も含め、幅広く犯罪をした人等に対して支援を行います。	・性逸脱行為があつて児童自立支援施設に入所した児童に対して、再非行防止のための助言等の支援を行っています。 ・福祉的な支援が行われている若年の相談者について、関係機関から依頼を受けて個別知能検査や職業適性検査を実施し、その結果を本人や家族、支援者にフィードバックするなどの支援を行っています。	
213	76	国	千葉保護観察所	保護観察を受けている少年の親の希望に応じ、定期的に外部講師を招聘して親子関係の改善を図るための支援を行います。	・保護観察を受けている少年の親の希望に応じ、定期的に外部講師を招聘して親子関係の改善を図るための支援を行っています。	
214	76	国	千葉保護観察所	保護観察を受けている少年及び少年院在院中の少年の保護者に対し、子どもへの関わり方についてのパンフレットを作成し、必要に応じて配布することで、親子関係の改善を図るための支援を行います。	・必要に応じて、保護観察を受けている少年及び少年院在院中の少年の保護者に対し、子どもへの関わり方についてのパンフレットを配布しています。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
215	76	国	千葉保護観察所	少年の生育環境や資質、非行傾向に応じ、再非行防止のため地域の関係機関や民間団体と連携して支援を行います。	少年の生育環境や資質、非行傾向に応じ、少年鑑別所等の関係機関や民間団体と連携して支援を行っています。	
216	76	民間団体等	千葉県弁護士会	「千葉県児童虐待対応法律アドバイザー制度設置運営要綱」に基づき、児童虐待等の困難事例に係る法的対応を児童相談所が的確に行い、児童の相談援助における専門性と客観性を確保し適切な対応を図る「児童虐待対応法律アドバイザー」の募集・登録・研修等を実施します。また、千葉県からの推薦依頼に基づき、各児童相談所職員として、弁護士を推薦します。	・従前通り、児童虐待対応法律アドバイザーの推薦を行い、また、各児童相談所職員として弁護士を派遣している。	
217	76	民間団体等	千葉県弁護士会	少年にとって少年院・少年鑑別所における処遇がより良いものとなるよう設置されている少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会の委員に弁護士の推薦を行います。	・従前どおり、少年院及び少年鑑別所からの推薦依頼に基づき、視察委員を派遣している。	
218	76	民間団体等	千葉県弁護士会	児童にとって児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設等）の処遇がより良いものとなるよう設置されている千葉県児童福祉施設協議会施設生活等評価委員に弁護士の推薦を行います。	・従前通り、委員として弁護士3名を推薦している。	
219	76-77	民間団体等	千葉県弁護士会	親権者が不在である場合等に未成年後見人の選任が要する場合に、裁判所からの推薦依頼により、子どもの未成年後見人の候補者として弁護士を推薦します。	・裁判所からの推薦依頼に基づき、子どもの未成年後見人候補者を推薦している。	
220	77	民間団体等	千葉県弁護士会	子どもや若者が学ぶ権利を保障していくために、学費減免や奨学金制度の拡充、改善 定時制高校や夜間中学校等の多様な学びに関する啓発や提言等を行います。	・今後、大学生でも生活保護を受給しながら進学できるような提言を行っていく予定です。	
221	77	民間団体等	千葉県弁護士会	子ども・若者の貧困対策のために、大学や若者支援団体等とも連携しながら若者や社会人向けの出張講座等を行います。	・ちば子ども若者ネットワークと協力して勉強会を複数回開催している他、同ネットワーク主催の定例会にも定期参加しています。	
222	77	民間団体等	更生保護施設（千葉県婦性会）	保護観察所からの委託による「家庭裁判所の審判で保護観察に付された少年」や「少年院を仮退院した少年」、家庭裁判所からの補導委託による「試験観察中の少年」等に対し、司法及び関係行政機関と連携して少年の問題行動の改善と再非行防止のための処遇に努めます。	・少年事件に関し、常に司法及び行政機関と連携した処遇に努めている。（削除；令和5年11月から改築のため収容なし。）	全面改築のため5年12月から休業。 7年4月から機能強化の上、再開。

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(5) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

② 女性の抱える問題に応じた支援等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
223	79	県	多様性社会推進課	千葉県男女共同参画センターにおいては、女性が抱える様々な問題に対し、相談者自身が自らの力で解決していけるように支援するため、女性相談員による電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施します。	・女性相談員による電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施しているほか、弁護士による「法律相談」と精神科医による「こころの相談」を毎月各1回ずつ行っている。	
224	79	県	児童家庭課	千葉県女性サポートセンターにおいて、女性が抱える様々な悩みや心配事の相談に女性相談員が対応し、アドバイスや指導等を行うほか、弁護士による専門相談、施設への入所対応等を実施します。	・千葉県女性サポートセンターにおいて、女性が抱える様々な悩みや心配事の相談に女性相談員が対応し、アドバイスや指導等を行っている。 ・また、弁護士による専門相談、施設への入所対応等を実施している。	
225	79	国	千葉保護観察所	女性の保護観察対象者が抱えている問題点や必要とする支援のニーズ等について把握に努め、民間の支援団体や自治体の相談機関等と協力して、一時保護を実施したり、女性保護施設への入所を調整する等、生活全般の相談・指導・支援を行い、自立の実現と福祉の増進を促すとともに、再犯や再非行の防止を図ります。	女性の保護観察対象者が抱えている問題点や必要とする支援のニーズ等を把握した上で、民間の支援団体や自治体の相談機関等と協力して、一時保護を実施したり、女性保護施設への入所を調整する等、生活全般の相談・指導・支援を行い、自立の実現と福祉の増進を促すとともに、再犯や再非行の防止を図っています。	個々の事案に応じた多様な受け皿の確保、受入れ及びその後のフォローに向けた関係機関との連携の在り方
226	79	民間団体等	千葉県弁護士会	DV問題法律相談を開設し、配偶者・パートナー・恋人からの暴力で困っている方の相談に対応します。また、千葉県女性サポートセンターの弁護士による専門相談への担当弁護士派遣や、千葉県DV被害者支援連絡会議への出席等を通じ、自治体の相談機関や民間の支援団体とも協力していきます。	・毎年DV研修を実施し、弁護士のDVに関する知見を深めると共に、併せてDV問題法律担当者名簿を更新している。 ・DV問題法律相談名簿に登録している弁護士が、配偶者・パートナー・恋人からの暴力（精神的暴力含む）で困っている方の相談に対応している。 ・また、千葉県女性サポートセンターの弁護士相談に弁護士を派遣し、千葉県DV被害者支援連絡会議への出席等を通じ、自治体の相談機関や民間の支援団体と情報交換をするなどして協力している。	・DV問題法律相談担当者名簿に掲載する会員の確保
227	79-80	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟	地域で子育て中の母親等を対象にしたミニ集会を開催したり、子育て支援活動を実施することで、地域ぐるみで身近な問題を話し合い、子育て等で困っている人に目を向けたり、支援につながる機会を作る等、地域の犯罪・非行防止に努めます。	・各地区更生保護女性会において、積極的にミニ集会や子育て支援活動を行っています。	新規会員・活動資金の確保

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(5) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

③ 発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
228	81	県	障害福祉事業課	発達障害の方々とその家族や関係者の方々のための専門の支援センターである「発達障害者支援センター」において、発達障害の方々のご家族が安心して地域で暮らしていくことができるようお手伝いをします。	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催しました。 発達障害者地域支援マネージャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施しました。 ペアレントメンターの養成研修及び登録を行いました。 相談を希望する保護者とペアレントメンターを適切に結びつけるコーディネーターによる支援を実施しました。 ペアレントトレーニングを実施する市町村及び事業所等に対し、その実施方法の説明等の支援を行いました。 	
229	81	国	千葉地方検察庁	・発達上の課題を有する支援対象者について、課題の種別及び程度等を把握し、その課題解決に適応する支援機関等との連携を図ります。	・入院当初に設定した目標等については、個々の特性に応じて適宜変更するなどして、対応しています。	
230	81	国	市原青年矯正センター・八街少年院	発達上の課題等の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法等を計画、指導を行います。	<p>(市原青年矯正センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達上の課題等を有する在所者に対し、入所時に心理専門官、福祉専門官等の多職種の職員がアセスメントを行った上で、矯正処遇の目標を設定し、計画的な指導を行っています。また、医務課とのカンファレンスを定期的に行い、移送前の心理検査の結果の告知を行ったり発達上の特性に係る自己理解を促したりするなど、必要な支援につなげるための働き掛けを行っています。 <p>(八街少年院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院当初に設定した目標等については、個々の特性に応じて適宜変更するなどして、対応しています。 	
231	81	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。	・家庭裁判所における処分決定で試験観察となった少年を中心に、少年鑑別所での鑑別で得られた結果などをもとに、社会適応に資する助言等を行っています。（No.73と項目同じ）	
232	81	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	地域援助の対象者に発達上の課題が認められた場合には、保護者や本人に発達障害の可能性を丁寧に説明した上で医療機関の受診を促すとともに、同機関と情報共有・連携を図りながら支援を行います。	・地域援助の対象者で発達上の課題が認められた場合には、各種心理検査によるスクリーニングを行い、その結果をもとにして保護者や本人に発達障害の可能性を丁寧に説明した上で医療機関の受診を促すとともに、同機関と情報共有・連携を図りながら支援を行っています。	

No.	掲 載 ペー ジ	団 体	対 応 機 関	計 画 に お け る 取 組 の 方 向 性 と 概 要	対 応 状 況 (令 和 4 年 度 ~ 令 和 6 年 度)	課 題 ・ 意 見 等
233	81	国	千葉保護観察所	発達上の課題を有する保護観察対象者等の処遇について、必要に応じて少年鑑別所や矯正施設、学校関係者、医療機関や相談機関等との処遇検討会を開催する等により、本人の特性にあった適切な指導・支援を行えるよう努めます。	発達上の課題を有する保護観察対象者等の処遇について、必要に応じて少年鑑別所や矯正施設、学校関係者、医療機関や相談機関等と処遇検討会を開催するなどして、本人の特性にあった適切な指導・支援を行うよう努めています。	個々の事案に応じた多様な受け皿の確保、受入れ及びその後のフォローに向けた関係機関との連携の在り方
234	81	国	千葉保護観察所	発達上の課題を有する保護観察対象者への理解を深め、効果的な対応のあり方について、職員及び保護司に対し、児童の発達支援に関する有識者を講師として招聘し、研修を実施します。	保護観察官及び保護司に対し、児童の発達支援に関する有識者を講師とする研修の実施を検討しています。	
235	82	民間団体等	千葉県弁護士会	個々の事件の中で、少年の主治医、地域の社会資源等と協働することのほか、付添人弁護士が新たに対人援助専門職（児童精神科医、心理師等）に助力をおおいで、独自の立場で少年の要保護性について、必要に応じて調査を実施します。	・各種の付添人研修のなかで対人援助専門職との協力について情報提供を・行っている。	

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(5) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

④ その他犯罪をした人等の特性に応じた支援等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
236	83	県	県警察本部人身安全対策課	ストーカー加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を千葉保護観察所と共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、千葉保護観察所が行う仮釈放の取消の申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消の申出に対する協力を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 千葉保護観察所との連携強化のため、千葉保護観察所を含む関係機関を本部に招致し、人身安全関連事案連絡会議を開催し、相互理解を深めました。 引き続き、ストーカー加害者等の特異動向を把握した場合は、保護観察所との情報共有を図ります。 	
237	83	県	県警察本部人身安全対策課	ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行う等、精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域精神科医療機関と連携の上、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを行いました。 	
新	新	県	県警察本部人身安全対策課	令和6年6月からの新規施策 ストーカー規制法による禁止命令等の措置を講じた加害者全員に対し、加害行為の再発防止等のため、警察官による連絡を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ストーカー加害者の近況や、現在の被害者への執着の程度等を把握するため、禁止命令等の措置が講じられた加害者に対し、警察官による定期連絡を行いました。 	
238	83	県	県警察本部組織犯罪対策課	(公財)千葉県暴力追放運動推進センターを事務局とし、千葉労働局、千葉保護観察所、千葉刑務所、千葉少年鑑別所、千葉県保護司会連合会、千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター、千葉県警察等で構成する「暴力団社会復帰対策協議会」では、暴力団からの離脱支援と社会復帰のための就労支援対策について連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年7月20日、令和5年7月12日、令和6年7月24日と毎年度1回総会を開催し、関係機関・団体との連携の強化を図っています。 	
239	83	県	県警察本部組織犯罪対策課	暴力団による加入強要や離脱後の報復を恐れる人の要望に応じ、県境を越えた受入企業の紹介を行う等、他の都道府県と連携した、再犯防止及び社会復帰対策に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携協定に加入する39都道府県と、受入企業に関する情報交換を行うなど、他都道府県と連携して取組を推進しています。 	
240	83	県	県警察本部組織犯罪対策課	(公財)千葉県暴力追放運動推進センターと連携し、県内の少年指導委員に対し、少年を暴力団から守り健全な育成を推進していくための必要な研修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> (公財)千葉県暴力追放運動推進センターが主催する「少年指導委員研修会」において、少年暴排に関する講話を行っています。 	
241	83	県	県警察本部組織犯罪対策課	(公財)千葉県暴力追放運動推進センターと連携し、社会復帰対策の充実を図るため、暴力団離脱者を雇用する受入企業の獲得に努めるとともに、受入企業への支援を拡充します。	<ul style="list-style-type: none"> (公財)千葉県暴力追放運動推進センターが主催する「不当要求防止責任者講習」や官民主催の各種イベント等において、受入企業の募集活動を行っています。 	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
242	83	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	刑執行開始時に、調査専門官（心理職員）による面接・調査によって問題点の精査や必要な支援の提案を行います。	<p>(千葉刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所後おおむね1週間以内に行われる刑執行開始時調査において、心理専門官による面接・調査を実施し、対象者の問題点や今後、必要となる支援を精査し、処遇要領を策定しています。 <p>(市原刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所後おおむね1週間以内に行われる刑執行開始時調査において、心理専門官による面接・調査を実施し、対象者の問題点や今後、必要となる支援を精査し、処遇要領を策定しています。 <p>(市原青年矯正センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑執行開始時に、心理専門官による面接・調査だけでなく、少年鑑別所と連携し、処遇鑑別を入所後、中間期頃、出所前の3回実施し、受刑者の問題点の精査、課題について洗い出し、必要な処遇方針を立てて、指導を行っています。 	
243	83	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導等を個々の受刑者の犯罪に応じて実施します。（千葉刑務所）	<p>(千葉刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育のほか、アルコール依存回復プログラム、暴力防止プログラム、ギャンブル依存回復プログラム、高齢受刑者健康運動指導等、個々の受刑者の犯罪に応じて改善指導を実施しています。 <p>(市原刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし <p>(市原青年矯正センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬物依存離脱指導、特殊詐欺再犯防止指導、交通安全指導、行動適正化指導等を個々の受刑者の犯罪に応じて指導を実施しています。また、自己の特性を理解させることを目的として、センター特別プログラム（知的障害、ASD、ADHD）、自己理解指導、視覚機能向上指導、認知機能維持・向上指導を実施しています。その他、基礎体力の向上のため、体育指導を実施しています。 	
244	83	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導、アルコール依存回復プログラム等を、個々の受刑者の犯罪に応じて実施します。（市原刑務所）	<p>(千葉刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし <p>(市原刑務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故者集禁施設であることから、全ての受刑者に交通安全指導を実施しており、被害者が死亡又は重篤な障害を負った事件を起こした人については、被害者の視点を取り入れた教育を実施しています。また、飲酒運転を繰り返すなどアルコールの問題のある人についてはアルコール依存回復プログラムを実施するなど、受刑者個々の犯罪概要に応じて実施しています。 	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
245	84	国	八街少年院	他者の気持ち等を共感することが苦手な人や情緒面で課題を抱えている人に対して、他者への共感性を深め、情緒的な感情のコントロールを身に付けていく取組として、動物介在指導（G M a C（give me a chanceの略））プログラムを実施します。	・在院者の中から毎回3名を選定し、1クール約3か月として、年2回実施しています。	
246	84	国	千葉保護観察所	性犯罪で刑事処分により保護観察となった人のうち、特別遵守事項に性犯罪者処遇プログラム受講が設定されている人に対し、保護観察所において専門的処遇プログラムを実施します。	・特別遵守事項に性犯罪再犯防止プログラム受講が設定されている人に対し、保護観察所において専門的処遇プログラムを実施している。	リスク要因の変動等を踏まえた適機の指導等 ※プログラムの名称変更あり
247	84	国	千葉保護観察所	ストーカー行為により刑事処分により保護観察となった人に関し、被害者等に接触を試みようとする等の特異動向がうかがわれた場合は、千葉県警察と連携を図り、再犯防止に努めます。	ストーカー行為により刑事処分により保護観察となった人に関し、特異動向がうかがわれた場合は、千葉県警察と連携を図り、再犯防止に努めています。	リスク要因の変動等を踏まえた適機の指導等
248	84	民間団体等	千葉県弁護士会	ちばコンベンションビューロー千葉国際交流センター、千葉市国際交流協会、柏市国際交流協会（K I R A）及び船橋市役所において、定期的に無料法律相談を実施するとともに、別途、毎年6月には外国人のための労働相談会、11月には外国人のための法律相談会を開催し、外国人の方が抱える法的問題や困りごとに対応します。	<令和6年度実績> ちばコンベンションビューロー千葉国際交流センター 73件 千葉市国際交流協会 39件 柏市国際交流協会 約20件 船橋市役所 12件 外国人のための労働相談会（6月実施） 12件 外国人のための法律相談会（12月実施） 6件	・さらに多くの相談を受けられるように、相談会の広報を充実させていきたい。
249	84	民間団体等	千葉県弁護士会	日本弁護士連合会の委託援助事業を活用することで、経済的に余裕がない外国人の方の代理業務等を、原則として外国人の方の経済的負担なしで受任し、対応します。	・会員である各弁護士が、法律相談を受けた事件ごとに弁護士援助の必要性・相当性を判断した上で受任・対応している。	・日本弁護士連合会の委託援助事業について、利用者への周知を広げていきたい。
250	84	民間団体等	千葉県弁護士会	刑事事件等により在留資格を失う退去強制事由に該当する場合に、刑事事件から引き続いて行われる入管における退去強制手続でも、本人の意向を踏まえながら代理人弁護士がサポートすることができるように支援します。	・会員である各弁護士が、自身が担当した刑事事件、又は法律相談を受けた事件ごとに、弁護士援助の必要性・相当性を判断して支援に当たっている。また、刑事事件を担当した弁護士自身が対応できない場合は、関東弁護士会連合会につなぐことによって、刑事事件後の支援が途切れないようにしている。	・退去強制手続の支援に対応できる弁護士数を増加させていきたい。
251	84	民間団体等	千葉県弁護士会	千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターでは、暴力団を脱退し更生を真に希望する元暴力団員の離脱支援や社会復帰支援を行います。具体的には、「離脱支援マニュアル」を弁護士会内向けに作成する等して、刑事弁護等において弁護士が暴力団からの脱退を希望する被疑者、被告人を適切に援助できるよう情報提供を行います。	・「離脱支援マニュアル」を弁護士会の会員ページに掲載し、弁護士が刑事弁護等において広く活用できるように努めている。また、千葉県暴力団追放県民会議による離脱・社会復帰支援制度の拡充、警察庁による新たな通達（「暴力団離脱者の口座開設支援について」）等の近時の動向等を踏まえたマニュアルの改定作業の準備を行っている。	
252	84	民間団体等	千葉県弁護士会	上記センターに所属する弁護士がチームを組み、例えば暴力団からの脱退に際して障害となっている民事上のトラブル等について、離脱希望者の代理人として組織側と交渉や裁判等を行う等の援助を行います。	・弁護士会（民事介入暴力被害者救済センター）では、暴力団からの離脱、社会復帰等についても「民暴相談」として常時受け付けており、事案に応じて代理人による援助を可能にする体制を整えている。	

No.	掲 載 ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
253	84	民間団体等	千葉県弁護士会	日頃より、元暴力団員の社会復帰に関して、千葉県警（捜査四課）や暴力団追放県民 会議とも連携や情報共有を行います。	・「弁護士会（民事介入暴力被害者救済センター）は暴力団社会復帰対策協議会」の会員になっており、協議会に毎回出席する等、日頃から情報共有、連携に努めている。	
254	84	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	犯罪をした人等の特性に応じてきめ細やかに、就職相談、ハローワークへの橋渡し及び協力雇用主との調整等を行い、その人の立ち直りに資する就職と職場定着を図る取組を行います。	<今年度実績> 就労支援 92件・定着支援 49件・無料職業紹介 16件 (令和7年3月末現在)	
255	84-85	民間団体等	更生保護施設（千葉県婦性会）	被保護者の中には様々な問題を抱えている人が多く、生活全般に関わる処遇や支援のほか、個別対象者の属性、特に高齢・障害・少年・長期刑及び薬物等に応じた処遇や 支援が必要となることから、これら特定の犯罪傾向の改善のための特別な処遇を更に充実させていきます。	・特定の犯罪傾向を有する被保護者の改善のため、個別事情に応じた特別処遇を実施している。(削除；令和5年11月から改築のため収容なし。)	全面改築のため5年12月から休業。 7年4月から機能強化の上、再開。

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(6) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

① 民間協力者の活動の促進等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
256	87	県	健康福祉指導課	保護司の適任者や更生保護ボランティア参加者の確保について、定年退職予定の県職員を主な対象として、保護司や更生保護ボランティア活動の紹介等を行い、職員の理解の促進や関心のある職員の掘り起こしを図る取組を実施します。	・退職予定の県職員を対象としたゴールドライフセミナーにおいて、保護司や更生保護ボランティア活動の紹介等を行うことや、職員の理解の促進や関心のある職員の掘り起こしを図る取組を実施しています。	
257	87	県	健康福祉指導課	県ホームページや広報紙に、保護司や更生保護ボランティアの活動等を掲載し、更生保護活動に対する県民の理解促進や、興味・関心の喚起を図ることで、保護司のなり手やボランティア活動への参加者の増加に向けた取組に寄与します。	・保護司のなり手やボランティア活動への参加者の増加に向けた取組を支援していきます。	
258	87	県	健康福祉指導課	地域の再犯防止及び犯罪をした人等の自立更生の促進に携わる保護司の活動が円滑に行われるよう、地区保護司会等を通じた保護司活動の支援の促進について、市町村等への働きかけを行います。	・地区保護司会等を通じた保護司活動の支援の促進について、市町村等への働きかけを行っていきます。 ・千葉保護観察所長及び千葉県保護司会連合会会長からの依頼のもとに、更生保護サポートセンター以外の面接場所の確保等について、各市町村へ御理解・御協力を求めました。 ・第86回九都県市首脳会議における相模原市提案の「更生保護活動における民間協力者への活動支援」について、国へ要望しました。	
259	87	県	健康福祉指導課	保健・医療・福祉サービス等を必要とする更生保護施設入所者に対して、円滑かつ充実した支援が行われるよう、更生保護施設との連携を進めます。	・引き続き、更生保護施設との連携強化に努めます。	
260	87	県	健康福祉指導課	千葉県更生保護助成協会の運営費の助成をすることにより、保護司や更生保護ボランティアが行う、犯罪をした人等の改善更生活動の支援を行います。	・千葉県更生保護助成協会の運営費の助成を行っています。 (R6:100,000円、R5:100,000円、R4:100,000円)	
261	87	県	県警察本部少年課	少年警察ボランティアを対象とした研修会の開催や、活動資機材の配付、広報活動等により支援の充実と活発化を図ります。	・少年警察ボランティアを対象とした研修会を開催しているほか、街頭補導やキャンペーンの実施に際してベスト、ネックストラップ、腕章を配付するなどして、ボランティア活動の活性化、参加意欲の醸成を図っています。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
262	87	国	関東矯正管区	各協力団体に向けて管内矯正施設の参観を計画し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図るとともに、各種セミナーや研修会に講師を派遣する等、積極的に参画し、相互理解や連携強化を図ります。	・都道府県、基礎自治体の要請に応じて、各種セミナーや研修会に講師を派遣するとともに、関東地方更生保護委員会と共同して「関東更生支援ネットワーク」を立ち上げ、令和4年度及び同6年度にスタディツアーとして管内矯正施設の参観を実施するとともに、令和5年度の矯正施設所在自治体会議関東甲信越地域部会において、バーチャル施設参観を実施しました。	
263	87	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	篤志面接委員や教諭師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招へいし、受刑者への各種指導等の充実を図ります。	(千葉刑務所) ・篤志面接委員及び教諭師による、刑執行開始時指導、釈放前指導、個別面接、集団教諭、個人教諭等を実施しています。 (市原刑務所) ・篤志面接委員、教諭師には刑執行開始時指導、釈放前指導、個別面接等を実施してもらっている他、断酒指導、交通安全指導、被害者の視点を取り入れた指導、就労準備指導では、民間協力者を招へいし、再犯防止のために各種指導の充実を図っています。 (市原青年矯正センター) ・篤志面接委員による、クラブ活動の指導、刑執行開始時指導、釈放前指導等を実施しています。また、教諭師による、宗教行事、個別の希望に基づき、説教、礼拝、経典の解説を行っています。	
264	87	国	八街少年院→市原学園	篤志面接委員や教諭師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招へいし、在院者への各種指導等の充実を図ります。	・篤志面接委員、教諭師、民間団体職員、心理カウンセラー及び就労支援カウンセラーの協力を得て、在院者の面接を実施しています。	
265	87	国	千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター)	施設参観の実施や研修・講演への講師派遣等により、矯正行政や再犯防止に関する行動、地域援助活動についての理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。	・主に福祉、相談関係の民間関係からの施設参観や研修・講演依頼に積極的に応じるなどして、各団体との連携強化を図っています。	
266	87	国	千葉保護観察所	保護司確保に対する支援として、保護区保護司会との共同による保護司候補者検討協議会の設置及び運営に対する指導・助言を行うとともに、千葉県保護司会連合会と共同で「保護司適任者確保千葉県対策本部」を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進めます。	・県保護司会連合会と連携し、保護司適任者確保千葉県対策本部の会合の他、保護司会地区代表者協議会において、効果的な保護司候補者検討協議会の開催のあり方など適任者確保に向けた協議を行っています。	(参考) 第二次再犯防止推進計画を踏まえ、令和6年度に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」の報告書の取りまとめがなされました。
267	88	国	千葉保護観察所	保護区保護司会が設置した更生保護サポートセンターの運営に対する助言や、保護司、更生保護法人等の役職員、更生保護女性会会員、BBS、協力雇用主等の更生保護ボランティアに対する研修や表彰に関する事務を行います。	・保護区保護司会が設置した更生保護サポートセンターの運営に対する助言や、保護司、更生保護法人等の役職員、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアに対する研修や表彰に関する事務を行っています。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
268	88	国	千葉保護観察所	協力雇用主のなり手を増やす取組を行うとともに、相談支援や研修等について各方面と協議・検討していくほか、民間協力者の活動に対する支援を継続していきます。	広報資材等を見て協力雇用主に興味を持った事業者への丁寧なフォローなど、協力雇用主のなり手を増やす取組を行うとともに、相談支援や研修等について各方面と協議・検討していくほか、多大な貢献があった事業者の積極的な顕彰を含め、民間協力者の活動に対する支援を継続しています。	多様な業種の事業者の確保
269	88	民間団体等	千葉県保護司会連合会	千葉保護観察所と共同で「保護司適任者確保千葉県対策本部」を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進める一方、保護司候補者検討協議会を設置した保護司会への協力を行います。	・保護観察所と連携し、保護司適任者確保千葉県対策本部の会合の他、保護司会地区代表者協議会において、効果的な保護司候補者検討協議会の開催のあり方など適任者確保に向けた協議を行っている。	引き続き保護観察所と連携し、保護司適任者確保に取り組んでいく。
270	88	民間団体等	千葉県保護司会連合会	学校・生徒を取り巻く諸問題に効果的に対応するため、学校との連携活動に積極的に取り組んでいる保護司会に助成を行います。	・学校との連携活動を積極的に行っている保護司会等に助成を行っている。	“社会を明るくする運動”における、作文コンテストを一層充実させるための方策について、引き続き検討していく。
271	88	民間団体等	千葉県保護司会連合会	更生保護女性会やBBS会が行う活動への支援と協力を行います。	・必要に応じて女性会やBBS会が行う活動に対して助成を行っている。	引き続き適切な助成を行っている。
272	88	民間団体等	更生保護施設（千葉県婦性会）	被保護者が更生保護施設を退所後も孤立させないために、生活の安定に向けた支援を行うとともに、地方公共団体や福祉関係機関、支援団体等の地域における社会資源を有機的に連携させるためのネットワークを構築し、地域連携の拠点としての役割を担っていくことを目指します。	・関係機関と緊密な連携を図るため、ネットワークを構築し地域連携の拠点となるべく努めている。(削除；令和5年11月から改築のため取容なし。)	全面改築のため5年12月から休業。 7年4月から機能強化の上、再開。
273	88	民間団体等	千葉県更生保護助成協会	保護司活動の拠点である更生保護サポートセンターへの助成を行うことで、活動を支援します。	・サポートセンターのデジタル化を促進するための助成を行うなどしている。	引き続き適切な助成を行っている。

千葉県再犯防止推進計画 具体的な取組の方向性と概要への対応状況

V 具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題

(6) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

② 広報・啓発活動の推進等

千葉県再犯防止推進連絡協議会 報告資料

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
274	90-91	県	県民生活課	青少年を健全に育てる運動において、重点目標に「青少年の非行防止・保護（非行防止に関する広報・啓発活動、青少年のインターネット利用・児童ポルノ撲滅についての啓発、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の周知）」を掲げ、子どもや若者が健全に育つことができる社会環境の整備に向けて、行政機関はもとより、家庭・学校・地域が一体となって広報・啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の学校の長期休暇の時期を中心に「青少年を健全に育てる運動」の期間を定め、青少年を非行や犯罪被害から守るため、青少年健全育成条例に基づく立入調査や県下一斉合同パトロールを実施すると共に関係機関に周知を行った。 ・青少年インターネット適正利用啓発講演、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」のポスター・リーフレット配布等、広報・啓発活動を実施した。 	
275	91	県	県民生活課	青少年及び地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深めるため、チラシやSNS上での広告等を用いて啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止に対する生徒（小学5年生・中学1年生・高校1年生）や保護者（小学5年生・中学1年生）の心構え及び相談機関の案内等を記したチラシを作成し、学校を通して配付することにより、非行防止の啓発を図った。 ・中高生が多く利用しているSNSを媒体として啓発動画広告を配信することで、より効果的な啓発を図った。 	
276	91	県	健康福祉指導課	広く県民各層に、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を持ってもらえるよう、“社会を明るくする運動”の強調月間である7月を中心に、市町村との連携や様々な広報媒体を活用して本運動を推進し、保護司や更生保護ボランティアの活動を幅広く支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動 千葉そごう前啓発 R4.7.1 健康福祉部長出席 R5.7.1 (中止) ・令和6年度は事務局においてインスタグラムを活用した広報活動を推進。 ・7月に本庁舎・中庁舎1Fモニターにおいて、法務省及び法務省東京矯正管区作成の再犯防止啓発動画を上映し、県HPでも啓発動画を紹介。 ・他県の効果的な取り組み例の情報収集を行う。 	
277	91	県	健康福祉指導課	千葉県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人の円滑な社会復帰及び地域生活への定着について、地域の理解を得られるよう普及啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・センターパンフレット作製 ・地域生活定着促進事業関係機関会議、被疑者等支援業務に関する報告会・研修会など各種会議の実施 	
278	91	県	健康福祉指導課	地域の安全・安心に関する取組や、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する活動に貢献している更生保護ボランティアを始めとする民間の個人・団体等を顕彰し、その活動や意義が広く県民に共有されるように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護大会における表彰 千葉県知事表彰（R6 3名、R5 0名、R4 0名） 千葉県知事感謝状（R6 47名、R5 50名、R4 50名） 社会を明るくする運動千葉県推進委員会委員長感謝状（R6 1団体、R5 2団体、R4 3団体） 	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
279	91	国	千葉地方検察庁	<p>検察庁の業務の理解が得られるよう行政機関、福祉機関等に対して積極的に業務説明等の広報活動を行うとともに、学生等を含む広く県民の方にも広報活動を通じて当庁の取組の理解が得られるようにし、入口支援等による再犯防止施策に寄与していきます。</p>	<p>・検察庁の業務の説明を行う広報活動の際に、当庁で行っている入口支援等についてもわかりやすく説明を行っています。</p>	
280	91	国	関東矯正管区	<p>再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただくことや矯正行政への理解促進のため、再犯防止シンポジウム等を開催します。また各矯正施設で実施されている矯正展について、各関係機関へ情報提供を行い、広報啓発活動の促進を図ります。</p>	<p>・再犯防止シンポジウムについては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度から同4年度まで開催を見送っていましたが、令和5年度から再開し、令和6年度は12月4日に「地域における“息の長い”支援の実現～私たちが取り組む再犯防止のカタチ～」と題して実施しました。</p> <p>・矯正展については、自治体等に向け、管区更生支援企画課で発行する広報誌において、開催予定の情報提供を行っています。</p>	
281	91	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	<p>再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただくことや矯正行政への理解促進のため、矯正展を開催します。矯正展では、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・販売を行うとともに、矯正行政や刑務作業の広報を行うほか、各関係機関とも連携して広報啓発活動を行います。</p>	<p>(千葉刑務所)</p> <p>・令和4年にはミニ矯正展を2回開催し、コロナ禍が明けた後、令和5年11月18日には4年ぶりとなる本来の矯正展を開催、続けて、令和6年10月20日にも矯正展を実施し、再犯防止について関心を持っていただくとともに、矯正行政への理解促進を図ることを目的とし、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・販売を行うなどに加え、千葉県及び千葉市に再犯防止啓発動画の放映を依頼するなど、各関係機関とも連携して広く広報啓発活動を行っています。</p> <p>(市原刑務所)</p> <p>・令和6年及び7年は2月に矯正展を開催し、刑務作業製品の展示・販売会を行うとともに、矯正行政や刑務作業の広報啓発活動を行い、矯正行政への理解や関係を強化して再犯防止活動に関する理解促進を図っています。</p> <p>(市原青年矯正センター)</p> <p>・昨年度は、令和7年2月8日(土)に市原刑務所と共催して市原矯正展を開催し、刑務作業製品の展示、販売会、所内見学を実施し、再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただき、矯正行政への理解を促進した。また、市原市役所の一角を利用させていただき、当センターの矯正処遇等のパネルを掲示し、理解促進を図りました。</p>	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
282	91	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	近隣住民や関係機関を対象とした施設見学会を実施し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。	(千葉刑務所) ・近隣住民や関係機関を対象とした施設見学会を実施し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図っています。 (市原刑務所) ・各種関係団体からの参観を積極的に受け入れ、当該団体に対する矯正行政及び再犯防止への理解促進を図っています。 (市原青年矯正センター) ・県内外の各種関係機関、団体からの施設参観を積極的に受け入れています。特に、福祉や就労の関係機関、団体とは連携に係る打ち合わせを実施するなど、矯正行政、再犯防止への理解促進を図り、各団体との連携を強化しています。	
283	91-92	国	八街少年院一市原学園	近隣住民や関係機関を対象とした施設見学会を実施し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。	・県内外の各種関係団体からの参観を積極的に受け入れ、当該団体に対する矯正行政及び再犯防止への理解促進を図っています。	
284	92	国	千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター)	犯罪及び非行に関する各般の問題に係る少年、保護者その他の人の相談に対する援助を行います。	・犯罪及び非行に関する各般の問題に係る少年、保護者等に対し、主に来所や電話での相談に応じるとともに、内容に応じて、民間協力者等と連携したり、紹介したりするなどして、活動の促進を図っています。個人の相談に対する援助は、令和6年については計296件でした。	
285	92	国	千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター)	犯罪及び非行の防止に関する機関又は団体の求めに対し、情報の提供、助言、各種調査、心理的援助等の援助を行うほか、法教育や各種講演会等を行います。	・各種団体等からの講演や法教育の依頼時に千葉少年鑑別所や千葉法務少年支援センターの機能等を説明し、相談機関としての認知度の向上を図っています。機関又は団体の求めに対し、実施した援助は、令和6年については計136件でした。学校や児童相談所など教育機関や福祉機関から個別の対象者に関する相談を受けることが多くなっています。	
286	92	国	千葉保護観察所	地方公共団体や民間協力者等と連携し、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”等において、犯罪をした人等の再犯防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する施策について積極的に情報発信していきます。	・地方公共団体や民間協力者等と連携し、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”等において、犯罪をした人等の再犯防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する施策について積極的に情報発信しています。	SNS、デジタルサイネージなどのIT技術等を活用した新しいアプローチの検討
287	92	国	千葉保護観察所	更生保護出張講座として、大学や社会福祉士講座等における保護観察官の講義を実施するとともに、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間である7月を中心に、広く県民各層に関心をもってもらう効果的な情報発信、広報活動を実施します。	・更生保護出張講座として、大学での講義、社会福祉士や民生委員、少年補導員等の研修における保護観察官の講義を実施するとともに、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間である7月を中心に、広く県民各層に関心をもってもらうための各種情報発信、広報活動を実施しています。	講座の実施を契機とした他業種、他団体等との連携の実施
288	92	国	千葉保護観察所	教職員に対する刑事司法や更生保護に関する知識の習得、その他再犯防止推進施策に関する知識の習得に関する研修を行っています。	・法務省機関と連携し、教職員に対する更生保護や再犯防止推進施策に関する研修を実施しています。	

No.	掲載ページ	団体	対応機関	計画における取組の方向性と概要	対応状況(令和4年度～令和6年度)	課題・意見等
289	92	民間団体等	中核地域生活支援センター	中核地域生活支援センターの職員を対象に、刑務所、医療刑務所、少年院等の見学研修を実施し、司法福祉についての理解促進を図ります。	・個別支援の中で刑務所の刑務官等との連携を図っています。	
290	92	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	社会福祉士を養成する大学の講座や実践報告会の開催を通して、犯罪をした高齢者や障害者等を取り巻く社会的な背景や、事業の内容等について周知します。	日本社会事業大学、日本福祉大学、昭和女子大で講義3回 / 社会福祉士・精神保健福祉士養成新カリキュラムテキスト『刑事司法と福祉』（弘文堂）「特別調整と地域での再生、地域定着の実践」執筆（令和5年度）、コラム「依存症支援と触法支援」執筆（令和5年度）	
291	92	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	犯罪をした人等への支援について、広く理解と関心を持ってもらえるよう、実践報告会を開催し、事業説明や関係機関との意見交換を行います。	日本犯罪心理学会主催 全国研修会「非行犯罪臨床と地域社会」シンポジストとして実践発表、意見交換 / 「関係機関会議」を毎年開催し、県、市区町村、矯正、福祉関係機関に対して実践報告、意見交換を実施 / 毎年実施している啓発研修冒頭で事業報告、事業説明を行い理解を求めた。	
292	92	民間団体等	千葉県更生保護助成協会、千葉県保護司会連合会	“社会を明るくする運動”千葉県及び地区推進委員会への助成及び“社会を明るくする運動”の活動に参加し、広く県民に対する再犯防止の各種啓発活動を実施します。	・市町村と協力し、社会を明るくする運動を推進し、広報活動や啓発活動を行った。	“社会を明るくする運動”をより一層浸透させるための方策について引き続き検討していく。
293	92	民間団体等	千葉県更生保護助成協会	機関紙「千葉更生保護」を年3回発行し、更生保護関係者及び賛助会員等に配付し、更生保護についての理解促進を図ります。	・地域における更生保護活動等を内容とする機関誌を年に3回発行している。	電子版による送付も検討していく。
294	92	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟、千葉県BBS連盟	“社会を明るくする運動”の活動に参加し、広く県民に対する再犯防止の各種啓発活動を実施します。	・各地区保護司会等と連携し、各種啓発活動を実施しています。	より一層社会を明るくする運動及び再犯防止の趣旨を浸透させるための方策。
295	92-93	民間団体等	更生保護施設（千葉県婦性会）	機関誌「ふくでん」を発行（年1回）し、更生保護関係者を始め、地域住民や関係機関・団体に配付して当会の活動の様子や動きを積極的に情報発信し、当会の事業運営及び更生保護事業に対する広報・啓発を行います。	・毎年定期的に機関誌「ふくでん」を発行し、当会の活動状況について広報している。	全面改築のため5年12月から休業。 7年4月から機能強化の上、再開。
296	93	民間団体等	更生保護施設（千葉県婦性会）	地域住民への集会室の貸し出しや「餅つき大会」等、地域住民の参加を得た行事を開催する等により、地域住民の理解を促進し円滑な関係を築くように努めます。	・平素から、地域住民の理解と協力を求めるための働き掛けを行っている。 ・全面改築後は、災害等緊急時における地域住民の一時避難所として開放します。	〃